

3 自由記載分類・整理表

【裁判員アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお、複数の項目に該当する回答がみられた場合、該当する項目それぞれに分類している。

選任手続：質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど（問2-1）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。」

第1 手続の進め方について

1 進行の手順

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め18件）

【主な記載例】

- ・手続きの進め方等、私のような一般人にとってもわかりやすいものでした。
- ・質問手続きの待ち時間も思ったほどまたなくて、けっこうスムーズに進んだと思う。待っている間も飲み物が用意されていたりしてとても気くぱりしてくれていたと思います。
- ・速やかな（的確）進め方と感じました。
- ・手続の進め方等とてもていねいであったと思います。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め28件）

【主な記載例】

- ・当日の流れを（スケジュール）がみえるところに貼ってあると良いのかなと思う。
- ・もう少し迅速に出来る様に思います。
- ・本人が直接くじを引くか、皆の前でくじをして頂けたら選ばれた側もはずれた側ももっと納得がいくのではないか。

2 説明のわかりやすさ

(1) わかりやすかったなどと評価するもの（以下のものを含め61件）

【主な記載例】

- ・専門語でなくわかりやすい言葉で進められたことが、よかったと思います。
- ・裁判所の方々がていねいにわかりやすく説明してくれたので特に問題ないと思います。
- ・わかりやすくて良かった。特にDVDでの説明は、どんな世代の方でもわかりやすくて良かったと思う。

(2) わかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め6件）

【主な記載例】

- ・仕事が忙しいという理由はどの程度まで考慮されるのかがわからない。具体的に事例を挙げて欲しい。
- ・表記はしてあった様ですが、選任された者が、当日の午後には裁判に出るとの事がわからなかった。

3 職員の対応

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め19件）

【主な記載例】

- ・職員の方々の丁寧な説明、対応が良かった。
- ・とても気をつかってもらいありがたく思いました。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め4件）

【主な記載例】

- ・今回は初めてということもあり、マニュアル的な対応という印象をうけました。
- ・初日はよくわからず、もっと細かく案内してほしかった。

4 その他（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・あまりに簡単に終わったので、ひょうしぬけでした。
- ・待ち時間はそう長いとは思いませんでした。

第2 質問手続について

1 質問手続の方式（集団質問、個別質問等）について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め6件）

【主な記載例】

- ・集団での対応はよかったと思う（時間的にも精神的にも）辞退の希望がある者のみ事情を聞くということでもよいのではないか。
- ・プライバシーも守られていたので良かった。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め21件）

【主な記載例】

- ・質問手続の進め方ですが私の場合初めから個別となっており部屋に入った時、検事さん他8人対私1人でもものすごく緊張致しました。やはり最初はグループ面接されその後個別とされた方が良かったと思います。
- ・特に問題はないが、集団で行うということで話しづらい部分もあった。
- ・個別面接の希望は全体の中で挙手によって申し出るよりも受付で申し出ができるようにした方がよいのでは、と思いました。

2 質問内容について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め16件）

【主な記載例】

- ・質問の内容は分かり易く少なかったので、安心しました
- ・一つ一つ説明しながら質問して頂いたのでわかりやすかった。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め15件）

【主な記載例】

- ・質問の中に、事件のことを「知らない」「ある程度知っている」「よく知っている」とありましたが、ある程度がどの範囲を示すのか、わからず、質問しました。「自分の判断でいいですよ」と言われましたが、結局は、知らないに○をつけました。判断しやすいような質問を出してもらった方が迷わず、選べると思います。
- ・「大丈夫ですね」と言われると、「大丈夫じゃないです」とは言いにくいので、一人一人に「何か心配なことはありますか」とか、たずねるなどしてほしかった。

第3 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め77件）

【主な記載例】

- ・とても良かったです。
- ・適切だったと思います。
- ・現状で良いと思います。

第4 その他（以下のものを含め32件）

【主な記載例】

- ・呼出状の他に、裁判所に来る期日一週間前に出廷の確認的なハガキ等が来れば良いと思いました。
- ・裁判所に呼び出す人数を減らした方が良い。
- ・裁判員を辞退できる条件が厳しすぎる気がする。
- ・特に問題はないと思います。ただ、裁判員に選任されてから1日位、間を空けてから裁判にしてもらいたかった。

選任手続：質問手続中の待ち時間についてなど（問2-2）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。」

第1 長さについて

- (1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め115件）

【主な記載例】

- ・ ちょうどいい位だと思います。
- ・ すごくドキドキしましたが、待ち時間が長いとは感じませんでした。
- ・ 待ち時間に本を読んでもPCを使っても良いと、書いてあったので、覚悟をして行ったが、特に驚きはなかった。選任の為の待ち時間は仕方ないと思う。
- ・ 待ち時間も、DVDを見たり、音楽をかけるなど、あまり長くは感じませんでした。心づかいを感じました。（雑誌や飲みものなど）。
- ・ 意外とスピーディーに進んだのでよかった。

- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め82件）

【主な記載例】

- ・ 少し待ち時間が長いように感じられました。質問内容から考えても、もう少しテキパキされてもよいと思います。
- ・ 50人程度の人たちにおこしいただく必要は感じます。人が多いために業務が増え、そのために待ち時間が増えるという構図は効率化の側面において改善する必要はあると思います。
- ・ 待ち時間が長いように感じました。あと、あれだけの人数を召集する必要があるのかも疑問に思いました。

第2 待ち時間の過ごし方について

- (1) 手持ちぶさたにならず、よかったなどと評価するもの

（以下のものを含め25件）

【主な記載例】

- ・ 雑誌を置いてあったりお茶の用意があったりで少し早めには行きましたが、時間も気にすることなくすごすことができました。
- ・ 今回以上に時間がかかっていたら長いと感じたかもしれない。ただ、事前に「待ち時間がある」旨、パンフレット等に記載されていたので持ってきた本で時間をつぶしていました。
- ・ 本等を持ち込んでも良いと書いてあったので、準備して行き、退屈ではありませんでした、どれぐらいの時間まで手続きにかかるのか分からず、裁判員に選ばれなかったら昼迄に帰られる、選ばれたら、5時位までかかると知らせて頂きたかった。

- (2) 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの

（以下のものを含め6件）

【主な記載例】

- ・ もて余す時間というように感じた。分かっていたら、本でも持ってきたのにと思った。（読みたいと思える雑誌がなかった。）
- ・ ちょっとひますぎでした。

第3 裁判所の設備や配慮について

(1) 適切だったなどとするもの(以下のものを含め44件)

【主な記載例】

- ・係員の対応が、大変親切で気持ち良かったです。(待ち時間は長かったですが、仕方ないと思いました。)
- ・音楽が流され緊張しない様な細かな気配りが感じられた。
- ・丁寧に何度も状況を知らせてもらって、どの位待つかなどわかっていいが、一方で、丁寧すぎて、落ち着かなかったようにも思う。
- ・待ち時間中の裁判員裁判のビデオはわかりやすかった。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め29件)

【主な記載例】

- ・待ち時間は普通ですが、待っている間の雑誌があまり興味のあるものがなかった。
- ・待ち時間中は、面談の後に裁判員の抽選が有る為、全員が緊張している為、各机にお茶(ペットボトル)と裁判員制度に関する小冊子かパンフレットが有れば、気が紛れるし、時間を有意義に使いそうです。(待ち時間は、少々長く感じました。)

第4 項目を明示することなく適切だったなどと評価するもの

(以下のものを含め68件)

【主な記載例】

- ・問題ないと思います。

第5 その他(以下のものを含め22件)

【主な記載例】

- ・そんなものだと思う。グループ分けをしての質問時間が短いので、あまり考える時間が無かったのが今後の問題点かも?
- ・選任手続は、もっと、わかる形(見える形)で選出したほうが良い。「どうして自分が選ばれたのか」見えたほうが、より納得するし、選任されたという心の準備もできるからです。

法廷での手続全般について、理解しにくかったその他の理由(問5)

「法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。「5 その他」を選択した方は、具体的にお書きください。」

第1 事件内容に起因するもの(以下のものを含め28件)

(1) 事件そのものが複雑であったなどとするもの(以下のものを含め13件)

【主な記載例】

- ・事件が思ったより複雑だったことで、理解することにも大変時間が必要でした。
- ・2つの事件だったので、多少混乱する事がありました。
- ・関係する人が多く混乱した。

(2) 事件の背景、動機等が分からなかったなどとするもの

(以下のものを含め15件)

【主な記載例】

- ・被告人、被害者の日常生活、これまでの経歴、性格などがわからない事件のもっと詳細な背景が知りたかった。
- ・家庭内における被告人の姿などがもう少し分れば良かったと思います。
- ・背景が見えないまま、検察側の文面で、事件を感じとるのは片寄った判断をしてしまう気がしました。

第2 証拠や証人の数に起因するもの(以下のものを含め15件)

(1) 証拠・証人の数が多かったなどとするもの(1件)

【主な記載例】

- ・事件の様子をいろいろな証人の方から聞いた話で組み立てるのが難しかった。

(2) 証拠・証人の数が質的・量的に少ない、足りなかったなどとするもの

(以下のものも含め14件)

【主な記載例】

- ・証拠が少ないので推測して走ってしまいがちで、事実とのGAPが大きかった。
- ・取調べ段階での、被告人の供述録取書も一部開示して欲しかった。被告人の供述の変更を知る上で。
- ・現場写真が足りない、手元にも各自資料がほしい。
- ・「争点」についての検察官・弁護人の主張の根拠について判断する材料である、証言および証拠が少なかった。

第3 証人や被告人の話に起因するもの(以下のものを含め35件)

【主な記載例】

(1) 証人や被告人の話の内容がわかりにくかったなどとするもの

(以下のものを含め20件)

【主な記載例】

- ・被告が緊張や不安のためか証言が曖昧になったりした。
- ・事件発生時と裁判迄に時間があつたので、証人や被告人の話す内容があいまいでわかりにくかった。
- ・質問される答えがもうひとつで(わからないとか、知らないとか)で判だんしにくかった。

- ・被告人の人となりや余り話されていなかった、弁護人も聞いていなかった、量刑の時に判断しなかった。
- ・被告・証人共に記憶があいまいな所

(2) 証人や被告人の声が聞き取りにくかったなどとするもの

(以下のものを含め15件)

【主な記載例】

- ・被告人の声、証人の声が聞きにくかった！
- ・被告人の声が小声でボソボソでわかりにくかった。
- ・早口、声が小さい、ポイントのズレ〔時々あった。〕
- ・被告人や証人の声が小さい為、マイクのセッティングを早目に調整して欲しい。

(3) 被告人や証人の話が長すぎたなどとするもの(1件)

【主な記載例】

- ・被告人が質問に答える時間が長く切りどころがわからなかった。

第4 審理時間に起因するもの(以下のものを含め9件)

(1) 審理時間が短かったなどとするもの(以下のものを含め9件)

【主な記載例】

- ・時間が短く、ジックリ考えると頭が疲れた。
- ・審理時間は短かったように思う、もう少しほりさげる要点があったように思う。
- ・裁判員からの質問時間が短い様に思えました。(質問する事をもっと整理しておくべきだと思います。)

※ 審理時間が長かったとするものはなかった。

第5 検察官が分かりにくかったとするもの(以下のものを含め18件)

(1) 検察官の主張(冒頭陳述、論告・求刑等)が分かりにくかったなどとするもの

(以下のものを含め9件)

【主な記載例】

- ・検察側、弁護側、双方の求刑年数がどんな理由からその年数としたのが非常に分りにくかった。
- ・検察は情に訴える場面が多かった。もっと論理的にやって欲しい。また、検察のまとめ資料は事実が記載不十分。

(2) 検察官の立証が分かりにくかったなどとするもの(以下のものを含め7件)

【主な記載例】

- ・検察官が同じような質問をくり返り行うことが理解しにくくなった。
- ・検察側の共犯者の答弁調書の説明が長かった。被告人への尋問を行う前だったので内容が少し被告人のものと混同しそうになった。検察側、弁護側ともに共犯者を「被告人」と呼んだり、発音の関係かもしれないが、書類に書かれたものとは違う名で被告人を呼んだりした点がわかりづらかった。
- ・争点でない部分については、検査、弁護人も質問を少なくして良いのではないか。争点部分をもう少し詳しく質問するような仕組みにできればと思う。

(3) 検察官の声が聞き取りにくかったなどとするもの(以下のものを含め3件)

【主な記載例】

- ・ 検察官の人にもう少し大きな声で話しをしていただけたらもっと良かったと思いました。
- ・ 男性検察官が早口でききとりづらかった。

第6 弁護人が分かりにくかったとするもの（以下のものを含め19件）

- (1) 弁護人の主張（冒頭陳述・弁論等）が分かりにくかったなどとするもの
（以下のものを含め14件）

【主な記載例】

- ・ 検察側は、パワーポイントで説明があったが弁護側はパソコンでなく文章説明が多かった。
- ・ 弁護人の説明がまわりくどいように感じた。
- ・ 弁護人の専門用語が難しいときがあった。

- (2) 弁護人の立証が分かりにくかったなどとするもの（以下のものを含め5件）

【主な記載例】

- ・ 検察官と弁護人の質問が重複していると感じることが多かった。

- (3) 弁護人の声が聞き取りにくかったなどとするもの（以下のものを含め4件）

【主な記載例】

- ・ 弁護人の声が少し聞き取りにくかった。弁護側もモニターを使用すれば良かったのかなと思う。

第7 通訳が分かりにくかったとするもの（以下のものを含め15件）

- (1) 通訳の内容が分かりにくかったなどとするもの（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・ 通訳を通しての言葉のニュアンスが正確にされているのか心配だった。
- ・ 被告人が外人なので質問と証言がちぐはぐになっている点があった。
- ・ 通訳を介していたため、証人等の発言のニュアンスがわかりにくい。
- ・ 通訳があったので、メモとる時間はあったが、表情と言葉のタイミングずれが生じて外国人被告事件の難しさがあった。

- (2) 通訳人の声が聞き取りづらかったなどとするもの（以下のものを含め3件）

【主な記載例】

- ・ 通訳の人の声が小さかった。

第8 事務・手続に起因するもの（以下のものを含め19件）

【主な記載例】

- ・ 証拠採用手続きに入ってからやり取りはわからなかった（結果的に困ったことはないが…）。
- ・ 証拠、証言が全て手元にある訳ではないので話の流れがつかみにくい所や、くり返しになるのか初めての質問なのかわからないので質問しにくかった。
- ・ 一般的な裁判の流れやしくみの説明が、事前にあるとよりわかりやすかったと思う。（例えば、異議を出すのはどういう時か、証拠の提出を裁判長が”許可する”のはどういう意味があるのかなどの重みがよくわからなかった）
- ・ 裁判の流れを簡単に書いてはいてくれてはいましたが、もう少し言葉の説明、考えるべき争点を知らせてくれたらどこに集中して話を聞くことができ、質問等も考えやすかったと思う。

第9 専門用語が分かりにくかったとするもの（以下のものを含め13件）

【主な記載例】

- ・むずかしい言葉があり理解しにくかったこともある。
- ・精神鑑定に係る証言で専門用語多く細部を理解するには困難であった。
- ・中止未遂という専門用語のネーミングがわかりづらい。
- ・普段使わない用語等の意味を理解している間に内容が進んでいて、ついて行くのが大変な時がありました。
- ・分かりやすい言葉で進めてもらっていたが、私が、何となくで意味を把握している裁判で使う用語の一覧とかがあると嬉しかった。

第10 その他（以下のものを含め38件）

【主な記載例】

- ・全体的には、理解しやすかったとは思いますが、話を聞いてるうえで再確認したいような部分もあった。
- ・証言が終わった後の疑問に対応できなかった。
- ・難しい言葉などはなかったのですが、メモをしている間に聞きのがすことが多かったです。
- ・量刑の仕方、考え方に関する理解が不十分だったので、判断軸を持ちにくかった。
- ・何度も同じことをくり返して話しをしていたこと
- ・（午前中）普通の市民からいきなり、（午後）裁判員として法廷の壇上の座席に裁判官と並んで、対処することに気持ちの整理が出来ていないままにどんどん裁判が進行することにムリがある。
- ・口頭で説明されて記憶できる量に限界がある。モニタの説明（プレゼン資料）内容が貧弱で、口頭内容との差がありすぎ。配布資料はモニタに映されたもの以上に情報量が少なすぎる。メモを取ることに追われ考えることができない。
- ・わかりにくい点は裁判長からの説明で明確になったので特に問題ない。

※ なお、上記のほか、下記のものも含め、法廷での手続について分かりやすかったなどと評価する記載も見られた。

- ・適所において裁判員が理解しやすい様なかなか意識して工夫を凝らして居るのではないかなあとは感じていました。
- ・初めての事ですがよく理解できました。

評議の進め方についての意見（問8）

「評議の進め方（裁判官の進行、評議の実感、休憩の取り方など）について、何かお気づきの点があれば、ご自由にお書きください。」

第1 裁判官について

1 裁判官の進行について

(1) 適切だったなどとするもの（以下のものを含め120件）

【主な記載例】

- ・ 裁判官の方の進行はとてもわかりやすく、発言した内容についても要点をまとめて確認して下さるなどとても丁寧に対応していただいたと感じております。評議の時間、休憩なども強引な所は全くなく裁判員のペースを十分に配慮していただいた上で、混乱のないように進めていただいたと思います。
- ・ 1点1点わかりやすく説明してくれたので、良かったです。時間も長くも短くもなく丁度よかったですと思います。評議についての流れを最初に話してくれたので、進め方がわかってよかったです。
- ・ 評議するポイントを書き出してくれ、進行もわかりやすかった。初めに紙にて自分の量刑をだすことも、ひとまず自分の意見をまとめる、という点で良かったと思う。最後、少し時間が足らなかったように思う。話をしやすい雰囲気でした下さり、大変良かったです。
- ・ とても意見の言いやすい感じで、とても良かった。裁判官の進行もみんなの意見を平等に聞いてくれて、良かった。
- ・ ていねいに進めてもらった。だれか1人でも意見のちがう裁判員がいてもすぐに決めず、納得するまで話し合った。
- ・ 話す内容がまとまっていなくてもよく聞いてくれて進行してくれたのでとてもよかったです。
- ・ ポストイットでの議論は、視覚的にも分かり易かったし、常に論点を意識しながら話す事が出来、良い方法だと感じた。裁判官が適宜説明して下さる法的知識だけでも十分に理解が出来てスムーズに評議が出来た。
- ・ 意見を出しやすいように、メモを使う方法を取り入れて下さり、とてもよかったですと思います。進行がとてもよく、論点もよくわかり集中して、評議に参加できました。途中、途中で、休憩が入りましたので、集中している割には疲れませんでした。

(2) 何らかの意見・提案のあるもの（以下のものを含め30件）

【主な記載例】

- ・ 評議の全体像が最初見えなかったため今話合っていることがどのように展開していくかわからなかった。
- ・ 休憩の取り方は適度でした。疲れで、集中力が無くなってきた時に取っていただいたので評議に集中することができました。評議の時間については、少し短いような気がしました。進行によるものか解らないですが最後の方がバタバタしていました。（休憩の時間を最初から決めておけば、より集中できるし、進行もしやすいのではないかと思います。）
- ・ 評議中に裁判長が各項目につき、裁判員に対して質問をされたのですが裁判員に選ばれた人達は、素人で評議の細かい内容に関してはなにもわからないので、事前に評議する項目を評議前に知らせた方が考える時間が少しは

出来て、尚良い意見、感想が出るのでは？

- ・ 評議の際、自発的に発言を行う方が少なかったため、その方々の意見の取り込みが少なかったように思いました。評議の最初の方は裁判官の方からもっと発言をうながすようにしてみてもいいかでしょう。
- ・ 基本的、一般的な相場といいますか…そういう情報をはじめに教えて欲しいと思いましたが、判断要素が見当つかない、仕組みが分からないという事が多かったのです。
- ・ 論点になりそうな項目を予め伝えていてほしかった。ホワイトボードをもっと有効に使えたはず。数値で表してみる等して議論できると良いと思った。(例：残酷さ反省あくまで例)
- ・ 評議する必要がある内容を早目に教えて欲しかったです。裁判員としての視点をどこに置く必要があるか最初は少し分かりにくかったです。しかし、その他は意見を言いやすい雰囲気でもあり、特に改善してほしい点はありません。
- ・ 休憩→こまめに取っていただいたのでよかった、進行→何について議論しているのかわらなくなることもあった、評議の論点を常に板書しながら進行してほしい。
- ・ 毎回、全員に何かありますかと声をかけてもらえると、もっと意見が初日から出る気がしました。
- ・ 裁判官の進行の件で裁判官の方々から裁判員の方へ、積極的に意見を聞かれても良いと思った。(遠りよ気味でした)

2 一定の意見への誘導の有無

(1) 誘導があったなどとするもの(1件)

【主な記載例】

- ・ 裁判長の進行は、やや誘導的な部分もあった。議長を裁判員から選ぶと良いと思う。

(2) 誘導はなかったなどとするもの(以下のものを含め3件)

【主な記載例】

- ・ 裁判官の方々が、自説を強調するわけでもなく、話しやすい雰囲気でも、発言しやすかったです。
- ・ 今回はなかったが、裁判官が、先に結論ありきで誘導するような進行はさけてほしい。

3 話しやすさについて

(1) 話しやすかったなどとするもの(以下のものを含め98件)

【主な記載例】

- ・ 裁判員のみみんなが、話しやすい雰囲気がつくれるようにと、雑談を入れたり、想像していたよりリラックスした雰囲気の中で行えました。
- ・ 裁判官の方が、うまく話を引き出すきっかけを作ってくださいるので、よい雰囲気でも話ができたと感じます。ただ評議の時間が長くて、少し疲れました。
- ・ 裁判官の方々がつとめて意見を出しやすい雰囲気をつくってくれて、非常に活発な議論ができたと思う。評議の時間も長いようで短かった。休憩時間の取り方など非常に配慮が感じられた。
- ・ 裁判員が意見を言いやすい雰囲気作りをして頂いた為、自分の感じた事、疑問に思った事など何でも話せ、完全燃焼したと実感しました。休憩の時

間、タイミングは特に問題は無いと思います。

- ・評議は裁判官がわかりやすく説明してくださり、自分の思っていることなど一言も話せないのではないかと心配でしたが、活発な討議ができたのではないかと思います。
- ・評議については、まとまりの無い、素人の話を本当にしっかりと聞き一緒に考えてくださったと思います。裁判員1人ひとりがきちんと意見を言うよう十分な配慮をしていただいたと思います。

(2) 話しにくかったなどとするもの（以下のものを含め9件）

【主な記載例】

- ・私自身がなかなか、人前で発言ができなかったのですが、しかたがないのですが個人的にもっと話を振って頂けた方が楽でした。評議の時間や休憩などは良いと思います。
- ・一般の意見を聞きたいというわりには、評議など裁判員の考えも通常の考え方のわくの中から意見をもとめられている気がした。
- ・意見の聞きとりの時、順番であてていただくのに少し抵抗を感じる時があった、“わからない“という意見でもよかったのかと思いますが。

4 分かりやすさについて

(1) 分かりやすかったなどとするもの（以下のものを含め97件）

【主な記載例】

- ・始め小学生の国語と思っていたら、いつの間にか、「私、おちこぼれ？」と思ってしまいました。こんな私ですが、納得するまで、親切に何でも、教えて頂き、文章のひと言葉の深さや重さと頭の中がまるで現場にいるような、感覚に変わり、評議と言う大切さがわかった。約1時間ごとに休憩があり良かったです。進行はお上手でした。
- ・分かりやすかったが、大きな事件になるとむずかしくなるのでは、そうすると今より大変だと思う。
- ・わかりやすくお話ししてくださっておられましたが、逆にオブラートに包みすぎてわかりづらい時があった。事件の事実などを話し合うには必要な情報は十分でしたが、刑を決めるにあたって、もっとデータなどがあつたほうが親切だったと思います。

(2) 分かりにくかったなどとするもの（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・時々難しい言葉が出る時があったので理解するのに時間がかかった。
- ・初めて経験で色々わかりにくかったです。今後の勉強にしたい。

5 対応（接遇）について

適切だったなどとするもの（以下のものを含め223件）

【主な記載例】

- ・お互いに慣れない中、十分な気遣いをして頂いた、裁判官の方や周囲の方々に感謝しています。
- ・とても親切、ていねいな対応に少し驚いたくらいです。なので、なごやかに過ごせたと思っています。
- ・緊張している裁判員を和ませようとする心遣いがすべての面で伝わっていました。段々と気持ちが落ち着きました。
- ・裁判官が談笑等の時間を取ってくれたので気分転換にはなったが行動範囲が限られていたので正直キツイ部分があった。

- ・ 裁判員への配慮が感じられる、スケジュールになってましたし、安心して参加できました。
- ・ 裁判長、裁判官の細く優しい気配りを感じました。私達裁判員の目線でいろいろ教えていただきました。評議するに対して何の心配もありませんでした。

6 資料の扱いについて

何らかの意見・提案のあるもの（以下のものを含め6件）

【主な記載例】

- ・ 予め、同様の裁判等の資料が事前に用意してあれば、評議の際に十分活用でき判断に迷うことが少なくなるのではないかと思います。
- ・ 進行、時間、結論に至る過程など特に問題はなかったと思いますが、量刑のデータは、もう少し多様なサンプルがあってもいいのではないかと思います。
- ・ 休憩は十分。評議のための資料を準備（別に）した方が評議がうまく進むと思う。
- ・ 評議するにあたり、似た様な前例が少なく、ぐたい的な内容も少ない為、ある定度の年数を決めるまで時間がかかった。
- ・ 量刑の程度を審議する時間をもう少し取って、参考となる資料をもっと提示して欲しかった。

第2 評議時間について

1 適切だったなどとするもの（以下のものを含め32件）

【主な記載例】

- ・ 担当した事件は複雑で有り評議の時間、休憩の取り方は適切で有ったと思う。かえって連続で行なわれたら理解出来なかったと思う。

2 短かったなどとするもの（以下のものを含め29件）

【主な記載例】

- ・ 裁判官の進行は適切だったと思います。しかし、判決を出す以上は評議の時間がやや足りないかなと思います。
- ・ 評議は時間を十分とってあったが、どれだけあっても時間が足りたとはいえない。
- ・ 評議の時間が短すぎる。休憩も少なく、短くして、3時間位つづけて評議してもよいと思う。
- ・ 日数が足りない。（被告人他、質問を忘れていた事もあり）もう1日、確認したい事もあった。評議の時間も、決められた時間内での結論を出さないといけないのが、本当に正しいのかが、疑問と感じた。
- ・ 評議時間が短く感じられた。審理に要する時間を少し短くし評議時間に当てては。

第3 休憩時間について

1 長かったなどとするもの（以下のものを含め3件）

【主な記載例】

- ・ 休憩が長い。長いのであればリフレッシュできる環境が欲しい。→外出など

2 適切だったなどとするもの（以下のものを含め93件）

【主な記載例】

- ・評議中に集中力が途切れる前に、休憩を入れていただいたのでよかった。
- ・適度な休憩が頭の中を整理できて良かったと思います。
- ・1時間に1度程度の休憩があったので、ちょうどよかった。
- ・休憩時間をしっかりと入れていただき、緊張感が続く中ではとても気分の休めるいいタイミングであった

3 短かったなどとするもの（以下のものを含め4件）

【主な記載例】

- ・法廷中から戻った（5分程度だったので）休憩時間を、もう少しだけ長くしてもらえたらありがたかったです。

第4 評議・休憩の時間配分等についての意見（以下のものを含め27件）

【主な記載例】

- ・進行はとても良かったと思います。休憩の取り方も適切だったと思います。評議の時間は、刑の重さを決める時間をもう少し多めが良いと思いました。
- ・わかりやすかった。意見を言いやすかった。休憩の取り方はとても良かったけど、休憩にならない雰囲気もあったのでリフレッシュできなかった。休憩中は何かいやされる映像や音楽が流れると良いかも。
- ・評議の時間自体は良いのですが、配分がちょっとだけ問題があったように思う。もう少し意見を闘わせる時間があっても良いと思う。
- ・評議の時間が把握出来なかったので、スケジュールの中に表記して欲しかったです。
- ・評議の時間配分がある程度わかっていると目安になると思います。（それを気にしてしまうと逆にいけないのかもしれないのですが…）
- ・評議にはいる前に考えをまとめる時間があっても良かったのではないかと思います。
- ・時間がおした時、休憩時間が減るのはやめて欲しいと思いました。
- ・休憩の間隔が短いように感じられた。しかし、その都度内容を整理出来たのが良かった。
- ・休憩が多いと感じた。裁判員裁判でなければ今回3日間掛けて行われたが、通常の裁判であれば1日という話でしたので、時間短縮のため考えた方が良く思う。（裁判員裁判を行う件数減らす等。）裁判員必要性…等、重要度等。
- ・時間厳守の姿勢はありがたく感じたが必要な場合はもっとそれぞれ時間を取っても構わない。
- ・評議の休憩の時間がきちんととれなかったことを裁判官の方が気にされていたが、判決の時間が決っている以上仕方なかったと思う。休憩を取ることこだわれば評議は中途半端で終わったのではないかと思います。

第5 その他（以下のものを含め160件）

【主な記載例】

- ・評議の進め方に付いては、特にこのままで良いと思います。ただし、少々の時間、1人で考える時間、場所があれば良いと思いました。（希望者のみ）

- ・ 4日目の午後ということで、すでに体力的にも精神的にも疲れていたもので、そもそも十分に考えられる状況にはなかったもので、3、わからないと答えた。評議の時間、休憩の取り方などは、特に問題はなかったと思う。進行については、素人なので、どこから考えていくかという最初のポイントはわからないから裁判官の方々のリードに従っていくことになる。そういう意味では裁判官側のルールに乗ったということになるが、知識や、技術のない素人にとってはやむを得ないと考える。
- ・ 1、2日目で法廷が終了し、評議室での話し合いの時間をもう少し長い方が全員の意見や感想をもっと聞け、自分の意見や考えをまとめやすい。又、被告人に対しての、質問などもまとめやすく、後からこれも、あれもと聞いておきたかったと言う事が少なくなるのではと思いました。
- ・ 二日、三日目になると皆さん御意見を発表されていました。初日は見知らぬ方々と同席、何を発言していたのか、何をするのか不安と緊張で一杯でした、何番さんと言う呼び方も、どうかと思いました。せめて評議室内だけでも自己紹介して名字で呼び合うのはどうでしょうか、親近感が高まるのではと思います。
- ・ 主に「争点」について、検察官、弁護士、証人の主張および証拠疑問点を一表に記入することが出来るフォーマットがあると良い。
- ・ 慣れない裁判員の為にひんぱんに休廷している事が当初分からず、ずいぶんゆっくり進行すると思った。素人を相手に、裁判長、裁判官の負担は大きく大変だと思った。判決までに二日間の休日をはさんだ為、ゆっくり頭を整理する事ができ、考えをまとめる事ができた。この休みがなかった場合、私も興奮状態の為、出した結論に対し、後悔しそうな気がする。問7について、今回の枠の中では、十分に議論できたと思うが、一つの事件として考えると、不十分だったと思う。
- ・ みんなが積極的に評議に加われるかは裁判官の方の進め方でかわる。
- ・ 市民の視点で裁判に関わることの積極面があるのでは？と考えていたが、やはり基本的な知識が不足で、本当に被告の人生を左右する判断ができるのか？という不安を強く感じた。
- ・ 評議で意見を出しにくい場合に、メモ書きで意見をきく事は意見を出しやすく良い。裁判官の意見を先にきくと、自分の意見が変わることもあるので、先入観がない状態で意見を言える様、常に配慮して欲しい。
- ・ 裁判官の意見をもっと聞きたかった。

問9のように回答した理由(問10)

「問9(裁判員選任前の気持ち)でお答えになった理由をお書きください。」

第1 問9で「1 積極的にやってみたいと思っていた」、「2 やってみたいと思っていた」と回答した理由

1 貴重な経験である、関心があったなどとするもの

(以下のものを含め201件)

【主な記載例】

- ・このような機会は望んでもなかなかあるわけではないので、経験としてやりたかったから。
- ・なかなか身近にこういう事を感じる事ができないから。少しでも何か人の為に役に立ちたいと思いました。
- ・何でも批判するばかりでなく経験して判断したかった。
- ・興味がありましたし、実際の裁判がどのようなものなのかを見てみたかった。勉強になるのではないかと思っていた。
- ・普段の生活とは関係の無い事で関心が無かったが、こうほ者に選ばれて関心を待つようになったから。
- ・元から興味がありました。ある人達の人生において、重大な転機となりうるであろう裁判にかかわることができるということは、めったに経験できないことで(とても責任の重いことであることはわかっています)すごくそういうことに関心があったからです。
- ・全国の裁判員になった人の話し又、マスコミ等でやってみてよいと思う人が多かった。

2 国民の義務だからなどとするもの(以下のものを含め12件)

【主な記載例】

- ・国民の義務として、多くの人の中から、選ばれたのなら貴重な体験ですし、裁判所の方の力になれなくてもどのくらいできるのか、試してみたいと思いました。
- ・この制度に参加する事は国民の義務であり、選任された以上やらなくてはと

第2 問9で「3 あまりやってみたいと思っていなかった」、「4 やってみたいと思っていなかった」と回答した理由

1 責任が重い、他人の人生を決めることへの負担などの精神的負担を理由とするもの(以下のものを含め165件)

【主な記載例】

- ・他人の人生に関わる事なので。
- ・荷が重く感じていました。
- ・被告人の人生を考えた時、具体的な刑罰を結論として導けるのか不安だったから。
- ・できる事なら、人を裁くような事はしたくない。
- ・犯罪が軽いものであっても、裁くことの重みを感じるので、あまりやりたくないと思いました。
- ・人を裁くということに抵抗があった。

- 2 専門知識の不足に基づく負担を理由とするもの（以下のものを含め89件）
【主な記載例】
 - ・ 短期間で知識のないまま結果を出しその人の人生を左右する責任の重さがある。
 - ・ 法律のことをなにも知らない人間の意見が役に立つのか、自信がなかった。
 - ・ 人が人を裁くという専門的な行為に、何も法的な知識を持たない一般人の意見をはさむことに対し、抵抗があったため。

- 3 意見表明の困難さを理由とするもの（以下のものを含め21件）
【主な記載例】
 - ・ 人前で意見を言うのが不得手なので。
 - ・ 色んな人の意見にまどわされて自分の意見がだせなくなるのではないかと思ったから。

- 4 生命・身体の安全に対する不安を理由とするもの（以下のものを含め24件）
【主な記載例】
 - ・ 個人的な事がマスコミから知れ渡ってしまうのでは、とか、被告人やその関係者に顔などを知られてしまうのが怖かったです。
 - ・ 事件の内容にもよるが、被告人やその家族、知人等に顔を覚えられたら怖いと思った為。

- 5 仕事など社会生活上の支障を理由とするもの（以下のものを含め58件）
【主な記載例】
 - ・ 辞退のできる理由には、あてはまらなかったが、仕事が丁度、はん忙期であったことから、裁判員の業務が終ったあとにも、出勤しなければならなかった。
 - ・ 有給休暇がなくなってしまうから。
 - ・ 仕事に支障が出る為。会社、お客様に迷惑がかかると思った為。

- 6 養育・介護の支障を理由とするもの（以下のものを含め3件）
【主な記載例】
 - ・ 仕事が忙がしい時期であったこと、家事などふたんとなること、子供の用事などで絶対にムリと思ったから。

- 7 守秘義務の負担を理由とするもの（以下のものを含め2件）
【主な記載例】
 - ・ 以前の質問票にも書きましたが、性格上、守秘義務を守るとか感情的になりがちなので判断に自信もない為。

- 8 恐怖感、犯罪に関わり合いたくないという気持ちを理由とするもの
（以下のものを含め18件）
【主な記載例】
 - ・ 精神的負担が大きすぎる。（事件について、内容によっては生々しく、聞いていられない、具合悪くなりそうなことがある）裁判後に日常生活に戻った時、かなりひきずると思うし、被告人を知っているということで、恐怖は大きい。目に見えない背景も考えて頂きたい。
 - ・ 話し合いが大変そうだから。事件内容や映像で恐怖を感じてしまいそうだから。

- から。マスコミに関わりたくないから。
・例えば殺人事件等だった場合、余り関わりたくないと思った。

9 その他の不安、(漠然と)自信がないことを理由とするもの
(以下のものを含め87件)

【主な記載例】

- ・人を裁くことができるのか不安があったし、わずらわしいと思っていた。
- ・自分が公平に考えられるか不安だったから。
- ・初めての事なので不安があった。
- ・公平な目(視点)を持って考えることが苦手。感情的になってしまいがちな為。初年度だったので特にイヤ。注目されていると思っていた。
- ・自分にはできないと思っていたから。

10 面倒くさい、時間が拘束されることを理由とするもの
(以下のものを含め8件)

【主な記載例】

- ・時間が拘束されるため。
- ・正直めんどくさいと思っていましたし、自分なんか意見が言えないと思いました。

11 自分は選ばれない、関係ないと思っていたといったことを理由とするもの
(以下のものを含め12件)

【主な記載例】

- ・自分には関係ないと思ってました。

12 その他(以下のものを含め48件)

【主な記載例】

- ・この制度が導入された経緯や必要性(なぜ素人が参加するのか)が分からなかった。
- ・年を取っていますので無理ではないかと思いました。
- ・出席しなくてはいけない事が前で、出たい人が出れば良い、出たくない人が出ても意味が無い。
- ・裁判员裁判について、新聞記事や、書籍などで様々に考えていたが、いまひとつ意義がよくわからなかったから。また、取調べの全面可視化が行なわれていない現状で、裁判员はやりたくないと考えていたから。
- ・時期として、早すぎると思っていた。裁判所の方が何日もやっていて、慣れていたらやりたいと考えていた。
- ・裁判は裁判官の仕事であって一般国民の仕事ではない国民の良識を反映するとの主旨だが裁判官へ良識を植え付ける方策はないのか外国で採用されているから導入すると言うのは安直過ぎる。

第3 問9で「5 特に考えていなかった」と回答した理由

1 自分は選ばれない、関係ないと思っていたといったことを理由とするもの
(以下のものを含め48件)

【主な記載例】

- ・実際に選ばれるとは思っていなかった。
- ・全く知らない世界で一番かわる事ない事だと思っていた為、候補者名簿

に名前が載った事がわかって、何事もなく1年が過ぎていくのだろう程度にしか考えていなかった。

2 その他(以下のものを含め36件)

【主な記載例】

- ・ やりたい、やりたくないではなく、義務でもあり、経験でもあるので…
- ・ 結果として選ばれた時は、やってみようと思っていました。
- ・ 呼び出し状が届いてからは、腹を決めました。
- ・ その時点で対応すれば良いかなと思っていました。

問11のように回答した理由(問12)

「(問11(裁判員選任後の感想)でお答えになった理由をお書きください。)」

第1 問11で「1 非常によい経験と感じた」「2 よい経験と感じた」と回答した理由

1 普段できない貴重な経験をした、やりがいがあったといったことを理由とするもの(以下のものを含め270件)

【主な記載例】

- ・おそらくはもう生涯ない、しかも他の人はまだ経験していないことであり、身につくレベルで理解できた。家族や知人への説明もできそうだ。
- ・日常の生活では、あまり、経験が少ないためよい経験だったと思います。色々な意見が聞けたので良かったと感じています。
- ・判決を決めるのに色々な方向から考えたり裁判長、裁判官、裁判員の話聞いて判決を考えたのは、すごく達成感があり貴重な体験をさせていただきました。
- ・裁判に対する、不信感がなくなった。裁判所は客観的に判断し、決定を行っていることがわかったし、それに参加できた事を誇りに思う。
- ・私にとって未知の世界だったので、今回、参加したことは、大変勉強になりました。私たちは、法で守られ、生活していることを実感しました。
- ・わからないことばかりで、心身ともにつかれるものだと思っていましたが、裁判官の方々の説明がわかりやすかったので、前向きに取り組みました。実際に裁判に関わるという経験は、めったにないことなので、貴重な経験をさせて頂いたと思います。
- ・とても不安でしたが裁判長(官)皆様の心使いが安心に変わりました。貴重な体験をありがとうございます。

2 社会のことを考えることができたということを経由とするもの

(以下のものを含め74件)

【主な記載例】

- ・社会人として、社会の事を、改めて、じっくり考える事は、非常にいいと思います。
- ・裁判官の対応がすばらしかったこと。良くしていただいたこと。全く知らなかった世界に足をふみ入れられ、世界が広がったこと。若い人は自分が経験しないと当事者意識を持ってない。たくさん広報して若い人を取りこんでいけばいいと思う。
- ・市民参加型の制度に変わり、責務は重大ではあるが、それだけ真剣に取り組み、社会全体を考える上でも良い契機であるためです。

3 勉強になった、今後の人生の参考になったということを経由とするもの

(以下のものを含め101件)

【主な記載例】

- ・人間は誰でもいつでも犯罪を犯す可能性があり自分にもそれはあるし、日常を精いっぱい、きちんと生きていこうと思う。
- ・罪の重さというものを改めて認識出来た。事件の内容から、今後の自分の生活にも還元していく事が出来ると思う。
- ・人、それぞれ考え方もちがう中で一人で決めるのではなく、皆の考えをまと

めて行くというのは大変だと思うが、いつもはこんなに考える事がないので良い経験になったし、勉強にもなった。

- ・今回の裁判の内容が自分の家庭でもおこりうる事であり、夫の定年も近く、二人で過ごす時間も長くなる中で、愛もあるけど、少々の不満もありそれをどの様にお互いうまくのり越え、楽しい老後にしていくか考えている最中でしたので、ハッと立ち止まって考える時間をもつことや、反省する点やらよい経験でした。

4 裁判や裁判所のことなどがわかった、身近になったということを理由とするもの（以下のものを含め329件）

【主な記載例】

- ・裁判に対して親しみがわいた。犯罪についてだけでなく、その後の復帰や法律自体への興味が増した。
- ・普段は、TVや新聞等で判決を知るだけで、どうして？と疑問が残るだけでしたが、どのようにして判決にいたっているのが、経験出来良かったと思います。
- ・今まで、裁判というのが自分にとって遠い事と考えていました。法律ということだけで刑を決めていると思っていましたが、裁判長、裁判官の方はたくさんの知識と経験の中で人間味あふれる中で刑を決めていることが実感しました。裁判員になっても何もできないと思っていた中でそういった配慮があったので、できたことだと思います。
- ・今までは裁判は近づき難い印象を持っていたのですが、今回、参加させて頂いて身近に感じられました。
- ・日常では体験できない事だし、テレビやニュースだけではこんなに裁判官の方達が悩んで考えて判決を決めているのは知ることはできないからです。
- ・実際にやってみて、今まで裁判にはあまり興味なかったんですが、これからは多分新聞とかで見たら気になると思います。
- ・人を裁くことの重大さを知り、自分の意見が量刑を決めるにあたり反映された事への責任の重さを感じた。公正な裁判を今後も行なってほしいという気持ちが強くなった。
- ・我々市民感覚とズレが余りないと感じた。

5 被告人側の事情がわかったことを理由とするもの（以下のものを含め23件）

【主な記載例】

- ・今までは被害者の方からしか見ていなかったが、被告人の方にも色々な事があるのだと言う事が分かりました。

6 よく議論ができたなど、評議の充実を理由とするもの

（以下のものを含め95件）

【主な記載例】

- ・自分の意見、他の方の意見を聞き、納得のいく結論が出たと思うので。
- ・量刑を判断するという重みはあったものの評議による話し合いでの決定であったため、参加している実感があった。
- ・意見の違いがある中で、ひとつひとつ答えを導き出し、一般市民の声を反映させることができた。

7 以前からやりたいと思っていたことを理由とするもの

(以下のものを含め5件)

【主な記載例】

- ・日頃から望んでいたから。

8 その他(以下のものを含め89件)

【主な記載例】

- ・やりたくないと思っていたがやってよかった。
- ・関わった事件が、争点もなく、評議もある程度順調に進められたので、精神的な負担が少なかったので、②を選べたのかも知れません。
- ・マスコミなどで事件の報道の内容は、ただ一部分にしか過ぎなかった事。
- ・特に難しい・恐ろしい内容でなかった事、みんなが良い人だった事で嫌な気持ちを感じる事なく3日間過ごせたので。

第2 問11で「3 あまりよい経験とは感じなかった」「4 よい経験とは感じなかった」と回答した理由

1 重い経験だったことなどを理由とするもの(以下のものを含め12件)

【主な記載例】

- ・知らない世界を見ることができたのは良かったです。被告、被告者や家族の方の人生や、出所後の被告の生き様など、色々な思いが湧いては消えません。何かを背負ってしまった様な気さえます。
- ・いろいろな事が重くのしかかっています。法律にたずさわる人は、その道を信じて、疑いもなくやっているとと思いますが、終わった後、釈然としないものが残ります。
- ・量刑を決めることは非常に難しいことと感じているから。
- ・人の人生に影響することにかかわりたくない。

2 仕方なく、義務によるためなどといったことを理由とするもの

(以下のものを含め2件)

【主な記載例】

- ・呼びだし状がきたので来ただけ。
- ・責任

第3 問11で「5 特に感じることはなかった」と回答した理由(1件)

【主な記載例】

- ・出なくても良い資格の者がいるのはおかしい。

裁判所の対応について感じたこと (問13-2)

「裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について、何か感じられたことがあれば、お書きください。」

第1 職員の対応について**1 適切だった、気を遣ってもらったなどと評価するもの**

(以下のものを含め312件)

【主な記載例】

- ・ カたい印象しかなかったが明るくていねいであったのはおどろいた。
- ・ 裁判所の事は、わからないことばかりでしたが、何をたずねても親切に対応して下さって、ありがとうございました。
- ・ 裁判所の所員・スタッフの方の対応が大変良かったので裁判に集中出来ました。
- ・ 特にプライバシーを守るということに対する御配慮に感謝します。早朝よりありがとうございました。
- ・ 私達に対する安全面の対応に非常にありがたく思っている。
- ・ 裁判所職員様の対応には、本当に頭が下るほど感謝してます。親切、気使い、優しさどれを取っても、非の打ち所がありませんでした。短い休憩の時間でも顔を見せてくれるだけで、いやされました。ありがとうございました。
- ・ 男性・女性の職員の方は、どなたも親切で優しい心配りが伝わりました。現代がこのような心配りをつづけられたら、事件は起きづらくなるでしょうね。1日目の午前中は、良かったのですが、午後の法廷は、暑かった。2日目、3日目は、暑くも、寒くもなく良かったです。

2 問題点の指摘や提案を含むもの (以下のものを含め28件)**【主な記載例】**

- ・ 門の前でマスコミに撮影されてしまった。安全にマスコミと接触せずに入ることができるようにしてほしい。

第2 裁判所設備について (以下のものを含め26件)**【主な記載例】**

- ・ 建物内の構造がいまいちわからない
- ・ トイレや喫煙所が遠い。

第3 事前送付物について (以下のものを含め12件)**【主な記載例】**

- ・ 事前に送付されてきた冊子はわかりやすく図解等で説明されていると思うが、くわしく読む事が出来なかった。DVD等がよいのでは。
- ・ 同封のパフレットがあったので不安が減った。
- ・ 辞退する理由が書きにくかった。もう少し具体的な理由を最初に書いてほしかった。何がなんでも来なくてはならない様な書き方に嫌な思いにされました。

第4 裁判所のマスコミ対応について (以下のものを含め10件)

【主な記載例】

- ・門の前でマスコミに撮影されてしまった。安全にマスコミと接触せずに入ることができるようにしてほしい。
- ・初日の、玄関前の報道陣にギョツとしたので、そのへんをもう少し対応してほしい。
- ・車から降りたとき、案内されたのがインタビューで少しとまどった。裏口を設けてほしい。これは規制する必要がある。

第5 育児・介護をされている方を対象とする環境整備について（1件）

【主な記載例】

- ・終了の時間が遅く、主婦としては、子どもの送迎や、家の事など都合をつけるのがとても大変だった。

第6 その他（以下のものを含め30件）

【主な記載例】

- ・やはり会社員はなかなか休む事ができないので、そちらのフォローが必要ではないかと思います。
- ・裁判員6名を選ぶのに50人近くの人を集める必要があったのか。
- ・簡単に辞退できずきだ。イヤイヤ選ばれ不満を感じる。
- ・終りの時間が3日間とも長かったのでせめて17時位で終わって欲しかったのとその旨の説明も欲しかった。

お気づきの点（全般的に）（問14）

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想

1 貴重な経験だったなどといった意見（以下のものを含め53件）

【主な記載例】

- ・法律の専門知識のない者と評議をし結論まで導くということはとても労力のいることだと思いますが、とてもわかりやすくいろいろな考え方を提示していただけたことができたことに感謝いたします。また今回同じ裁判員になられた方々に大変めぐまれていたと感じました。また裁判所のスタッフの方のご配慮も、裁判員になった負担をあまり感じさせない一因であったと思います。
- ・裁判員裁判は絶対必要だと思います。参加できた方々は「罪」という認識が変わったのではないかと思いますし、今後法を犯すことはまずないと思います。

2 負担が重かったなどといった意見（以下のものを含め28件）

【主な記載例】

- ・この3日間は、日常と離れた生活で、普通の暮らし、例えば、主婦の仕事がおろそかになり、又、子供の世話等も、十分に出来なかった事等、裁判員も大切な仕事ですが、普段の生活とのギャップに少し苦しみました。
- ・今後マスコミからの接触があるのではないかと、自分のプライバシー（情報）が守られるのかという不安が大きくなります。被告と顔と合わせているので、長い年月後、このことによって何らかの被害を受けることがないのか不安が少しあります。
- ・裁判日数3日以内時間通常5時間と書いてありましたが、終了時間も17時～18時と遅く、17時迄には終了すると思っていましたし、帰宅時間もかかるし、夕食の買い物支度もそこそこで帰宅後の用事も沢山あり長時間腰掛けているのでとても疲れしました。

3 その他（以下のものを含め39件）

【主な記載例】

- ・法廷での感想ですが説得力という意味では検察側と弁護側の力量の違いが否めない感がありました。事実をすべてふまえて判断する訳でないので評議するのは難しかったと思います。

第2 裁判官・職員の対応

1 適切だった、感謝するなど評価するもの（以下のものを含め103件）

【主な記載例】

- ・非常に気を遣って戴いたのは有難かったのですが、裁判員に他の職務で多忙だと思いますので、もっと簡略事務的で構わないと思います、色々有難うございました。
- ・裁判所というのはもっとかたくなるしい所だと思っていたけれど、みんなきさくで過ごしやすかったです。特に裁判長は、今までは厳格でこわい感じだったけど、おちゃめな方で、でも評議の時には、真剣で説得力のある意見で、さすが裁判長だなと思いました、裁判官の方も職員の方もいい人

ばかりでした。

- ・裁判所に出頭することにとっても不安を感じていましたが、職員の方に守られているという気持ちになり有難いと思いました。いろいろお世話になりました。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め9件）

【主な記載例】

- ・親切、ていねいすぎでは？ 今後は裁判員が楽に出頭できるような検討をしていただきたい。 ※受付～裁判員決定までが一番きんちょうする。

第3 制度の運用に関する意見（以下のものを含め120件）

【主な記載例】

- ・選任手続日と裁判日を半日あけていただいたことは助かりました。さらに、手続日と裁判日を1週間くらいあけていただくとよいと思います。
- ・最後の抽選（選任）から公判まで半日あったのはとてもよかったが、欲をいえば丸2日位あると、仕事の段取り等くめると思う。（選ばれないかもしれないのに行う準備が大きすぎる）
- ・評議の日数が少なく、いつの間にか終わった様な気がする。また、つかれる。
- ・終わってから質問したいこと等が出てきたので、少し考えを整理する時間がほしい（休憩とか）。
- ・裁判員が番号で呼ばれる事には抵抗があった。（呼ばれた経験が無い。）
- ・候補者、選定時にもう少し人員を絞って呼び出しをして欲しいと思いました。
- ・時間的なよゆうがないこと、裁判員の裁判に対する知識不足など多くの課程があり、やむを得ない部分も多いとは思うが、裁判のシステムのもう少し広範囲で、かつわかりやすい説明と、実際の法廷での説明能力を上げてほしい。量刑に関する事前情報が少なく妥当性、一慣性のある考えができてにくい。
- ・犯罪の重軽にかかわらず、もう少し審理の時間があっていいのでは。（国選弁護人の費用は別として）
- ・今回はそもそも証拠が少なかったのかもしれないが、公判前整理手続であまりにも証拠をしぼりすぎると、可能性の幅が狭くなって、結局ある“一つの可能性しかない”ということになって、裁判員の参加の余地があまりないのではないかと思う。また、裁判員裁判の制度は個人の活動をベースにしている弁護士の負担が大きく、また検察側に比べて圧倒的に不利でなる様に感じた。
- ・資料を持って帰れないのは、理解できるのですが、それならば、終わった後にしばらく資料を読み込む時間などとしてもらえれば良かったです。（自由参加で）
- ・刑を決めるにあたり、もう少し、時間を設けた方が良くと思いました。3日間では、急ぎすぎの感がありました。
- ・裁判員に選ばれなかったとしたら、選任手続きで、1日休まざるを得ないのは、無駄なので、休日等に選任手続きのみ行うという様な事は出来ないかと思った。

第4 制度自体に関する意見

1 評価する意見（以下のものを含め15件）

【主な記載例】

- ・一般の人が責任をもって裁判のことを知ることができるので定着することを期待します。
- ・裁判官だけでは、出てこないと思われる意見も人数を増やす事により、出てきましたし、これからより公平な裁判を行う上で重要だと思えます。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め15件）

【主な記載例】

- ・本制度が国民の義務なのであれば日当は不要と思われる（交通費、昼食費程度で良いのでは？）。本制度の改善に向けた分析の切り口が非常に大切だと考えられることから、切り口を議論する上でも国民参加型の手法も一案と思われる。
- ・裁判員と裁判官とで、事件を見る観点が違うと感じた。法律の知識がない人と専門家ではやはり違うと思う。一市民の立場から見た場合と裁判官という立場から見た場合では大きく違うので、判決にも大きく影響するのではないだろうか。広く国民に事件や裁判に関心を持ってもらうのはいいことだと思うが、専門家ではない人が下す判決によって第三者の人生を決めることになってしまうのは、はたしていいことなのかという疑問がある。

第5 報道等について（以下のものを含め15件）

【主な記載例】

- ・傍聴席にいる報道の態度が悪い方が気になった。だれたようにイスに座ってメモを取る人もいれば、寝ているように見える人が何人かいた。仮にも、人の人生を大きく左右する場なので傍聴する態度をもっと考えてもらいたいと思う。
- ・言論、報道の自由はそれなりは理解しているつもりですが、その使い方を誤ると、この制度に参加したくない人が増えると思えます。
- ・マスコミの多さにストレスを感じた。
- ・選任手続の日ですが、バスで裁判所に着いたと同時にマスコミの方に取材を頼まれたのですが、その際突然「こちらへ来て下さい」と言われ、別の場所へつれていかれました。てっきり裁判所の方かと思ってついていってしまい、いきなり取材になり、困りました。強引だと思いました。

第6 育児・介護の環境整備に関する意見（1件）

【主な記載例】

- ・授乳中なのですが、裁判所内に保育室があれば一番良いと思えます。市区町村窓口で前もって手続きする人ははっきり言っていないと思えます。裁判期間中だけでもいいので設けてほしいです。裁判員候補者になった方で私の様な人の断わる理由が育児中の人もいるかと思えます。若い女性の参加が増える事を願います。（私の場合、実家が預かってくれましたが、そうでない方もいらっしゃると思うので）

第7 その他（以下のものを含め46件）

【主な記載例】

- ・昼食は出してほしかった。
- ・休憩中に気分転換が出来るスペース（評議室外で）があったらいいかも…と少し思いました。

【補充裁判員アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお、複数の項目に該当する回答がみられた場合、該当する項目それぞれに分類している。

選任手続：質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど（問2-1）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。」

第1 手続の進め方について

1 進行の手順

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め18件）

【主な記載例】

- ・すべてにおいて、説明があったので手続きや進め方も良かったです。
- ・思っていたよりスムーズで負担を感じませんでした。
- ・進め方は、とても丁寧でわかりやすく、良かったと思います。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め9件）

【主な記載例】

- ・丁寧だけど時間がかかり過ぎ。候補が多過ぎる
- ・もう少しスムーズに
- ・パソコンによる抽選は心に引かかる気持ちになりました。自分で抽選したら納得がいくのではと思いました。

2 説明のわかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどと評価するもの（以下のものを含め22件）

【主な記載例】

- ・誰にでもわかりやすく説明を受けることが出来ました。
- ・思っていたよりも感じが良く丁寧でわかりやすく気持ち良く受けられました。

(2) わかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め3件）

【主な記載例】

- ・残念ながら、『補充裁判員』について事前知識がなく（会社も含め）、今少しこの辺りが説明された資料等も事前配布される又は説明されることが望ましい。
- ・裁判員選任の内容、何名の登録があるのかなどの説明が欲しかった。こちらから質問してからの返答だった。

3 職員の対応

適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め9件）

【主な記載例】

- ・裁判官の人達の非常にわかりやすい説明とサポートのおかげでスムーズに進める事ができた。
- ・親切な対応をして頂き感謝しております。
- ・非常になごやかな雰囲気で行っていただけました。感謝しております。

4 その他（以下のものを含め7件）

【主な記載例】

- ・パンフレットやTV、新聞等で裁判員になったらどうするという意識があったので違和感なく聞くことができた
- ・ビデオを見ながらだったので、あまり時間は苦になりませんでした。

第2 質問手続について

1 質問手続の方式について

【主な記載例】

(1) 適切だったなどと評価するもの（1件）

- ・面接が一人一人かと思っていたら10人程度まとめてだったので少しは気が楽になった。進め方は、特に問題はないと思います。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め8件）

【主な記載例】

- ・特にありません。ただ関係者がずらりと並んで対面する構造は、多少威圧感があったのではないかと思います。
- ・数名单位の質問形式よりはよい、多人数での形式の方が時間短縮、効率化が可能と思われた。
- ・面談は個別に行なうものと思っていました。集団で行なう事を事前に連絡されると、出頭者は気が楽になると思います。

2 質問内容について

【主な記載例】

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め9件）

- ・質問がもっと細かく多いと思いましたが、意外と簡単な感じで安心しました。
- ・とてもよかったです。質問は分かりやすいことだけで、何も負担に感じることはなかったです。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め7件）

【主な記載例】

- ・全員への質問について、回答する方とすれば、全員の前で自分の事情について言いにくく、事情は特にないとする場合があり、配慮が必要だと思う。
- ・質問は意外とシンプルだったが、人によってどこまで伝えた方がよいのか迷う人もいたと思う。

第3 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め29件）

【主な記載例】

- ・特に問題は無かったと思います。
- ・簡易で公平性が感じられ、良い印象を持ちました。

第4 その他（以下のものを含め20件）

【主な記載例】

- ・補充裁判員の立場が難しかった。あくまで「補充」なので、積極的に意見を言うのを、はばかった。
- ・補充裁判員だったので言う事が思いどおり言えなかった。

選任手続：質問手続中の待ち時間についてなど（問2-2）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間についてなど、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。」

第1 長さについて**(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め52件）****【主な記載例】**

- ・考えや状況等内容を整理する時間が持てたので丁度良かったと思う。
- ・事前に「呼出状」に添付されてた資料に「待ち時間が長くなる場合がある」とアナウンスがあったので、本などを持参した。実際には、そんなに長くは感じませんでした。
- ・何もする事がなかったし、となりの人とも話せなく時間が長かったです。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの

(以下のものを含め43件)

【主な記載例】

- ・長かったと思います。待ち時間があるので本等持参された方が等伝えた方が…。
- ・少々長く感じられたので、短縮する方法を検討した方がよい。
- ・集合時間をもう1-2時間遅くしてほしい、遠方から来る方が大変です。選任はコンピューターで行うのだからもっと早く決めてほしい（1時間位で良いと思う。）。

第2 待ち時間の過ごし方について**(1) 手持ちぶさたにならず、よかったなどと評価するもの**

(以下のものを含め11件)

【主な記載例】

- ・持参した書籍を読んでいて時間が過せました。BGMを流してくれたのは安心な感じがして、今後も継続してくれると良いと思います。
- ・裁判DVDを観ていたのが有効に使えた。

(2) 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの（1件）**【主な記載例】**

- ・何もする事がなかったし、となりの人とも話せなく時間が長かったです。

第3 裁判所の設備や配慮について**(1) 適切だった、不備はなかったなどとするもの（以下のものを含め22件）****【主な記載例】**

- ・待ち時間中の配慮等きちんとされていたと思います。

(2) 不適切だった、不備があったなどと問題点の指摘や提案を含むもの

(以下のものを含め6件)

【主な記載例】

- ・目の前に、座られているご年配男性が、とても体調が悪そうでしたので用意されたイスよりもソファーの様なイスがあったら（事務的でない）少しは良いのではないかと思いました。又、いろいろな立場の方が集まっているので、例えば授乳中のお母さんが利用できる小さなスペース（個室）がいくつか必要だと思います。（一人に一部屋）。
- ・部屋の寒さが少々辛く感じられました。エアコンの設定温度の加減でやむ

を得ない事と思いますので、事前の呼び出し時の注意書きに衣服での調節を記載して頂ければいいかなと思われました。

第4 項目を明示することなく適切だったなどと評価するもの
(以下のものを含め17件)

【主な記載例】

- ・特に問題ありません。
- ・今ので良いと思っています。

第5 その他(以下のものを含め7件)

【主な記載例】

- ・適切だと思うが、選任されない人を多く集めすぎるのは良くないと感じた。選ばれなかった40人近い人もそれなりに覚悟を決めて来ていたと思う。
- ・一度送られて、途中経過がなかったので、忘れていた。

法廷での手続全般について、理解しにくかった点について(問5)

「法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。「5 その他」を選択した方は、具体的にお書きください。」

第1 事件内容に起因するもの(以下のものを含め8件)

【主な記載例】

- ・証拠品をもう少し多く見たかった。事件での登場人物が多かったので自分の中で整理するのに時間がかかった。
- ・犯行が複数犯によって行われた場合の共犯者の罪状等全体が見えにくい、理解しにくいところもあった。

第2 証拠や証人の数に起因するもの(以下のものを含め5件)

【主な記載例】

- ・実際に見れる証拠が少ない、聞くだけの物が多くてわかりにくい。
- ・捜査段階での客観的証拠がほとんどない。

第3 証人や被告人の話に起因するもの(以下のものを含め14件)

【主な記載例】

- ・被告人の証言が前日と当日と違って、戸惑ってしまった。
- ・被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった。質問に適切な返事が出来ない場合があったようで。
- ・証人尋問の時声が聞き取れない時があった。
- ・被告人の声が小さく、聞こえづらい点があった。

第4 審理時間に起因するもの(以下のものを含め3件)

【主な記載例】

- ・証人や被告人の話を聞く時間が短く感じ、全容を理解するのが難しく感じました。
- ・証拠を時間を掛けて見たかった。その時間は少なかった。

第5 検察官や弁護人が分かりにくかったとするもの(以下のものを含め16件)

【主な記載例】

- ・検察官と弁護人の質問の仕方がわかりにくかったです。
- ・同じ質問を繰り返すのは結構苦痛だった。
- ・被告人に検察、弁護人が質問中直接事件との関わりに関係ない質問が多かった様です。被告人は事実関係を認めていたから。
- ・検察側の証拠提出時のタイミング早かった気がする。
- ・弁護人のパワーポイントは配色もみづらく、構成も整理されていなかったように思います。
- ・検察の論告、求刑はカラー刷りで表になってみやすかったが、弁護人の弁論要旨は文字が多く読むのが、大変だった。液晶を使って視覚に訴えたので何とか分かった。
- ・弁護人が、証人や被告人に対しての質問など、何をどう聞き出したいのかわからない点があった。

第6 通訳が分かりにくかったとするもの(以下のものを含め10件)

【主な記載例】

- ・通訳の方の声が小さく聞きとりにくかった。
- ・通訳が入ったので、難しいと感じる部分もありました。ニュアンス等きちんと伝わっているのか疑問に思う所もありました。

第7 事務・手続きに起因するもの（以下のものを含め4件）

【主な記載例】

- ・この事件についての内容を事前にもう少し具体的に説明して頂ければ。

第8 専門用語が分かりにくかったとするもの（以下のものを含め4件）

【主な記載例】

- ・DNAの説明が少し難しかったです。
- ・専門用語が理解出来なかった。

第9 その他（以下のものを含め14件）

【主な記載例】

- ・1日目は緊張もあり、初めての事で戸惑い、理解するのに時間を要した。
- ・初めて聞く調書の朗読や証人の証言内容をメモることに神経が集中し、その内容を反芻するうちに質問すべきではと思った疑問点が常に後手に回り、タイミングを失するとともに質問内容を文書にすることができなかった。

評議の進め方の意見(問7)

「評議の進め方(裁判官の進行、評議の時間、休憩の取り方など)について、何かお気づきの点があれば、ご自由にお書きください。」

第1 裁判官について

1 裁判官の進行について

(1) 適切であったなどとするもの(以下のものを含め52件)

【主な記載例】

- ・裁判官の進行は裁判員(補充含む)から、意見を聴きだしてくれて納得がいくように進行してくれて助かりました。評議時間はとても適切に取って下さいました。精神的にも追いつめられることなく、評議に参加できました。
- ・裁判官の方々が何もわからない私達の為に一つ一つ親切丁寧にわかりやすい言葉で説明していただき、評議も進行した為とても良かった。休憩も区切りのいい所で適ぎ取られたので特に疲れもなかった。
- ・大変合理的かつスムーズで法律及び今回の様な事件に知識のない者にも大きな負担なく参加できるよう配慮されていた。
- ・素人の私にも理解出きるよう過去の事例や、かみ砕いた言葉でわかり易く進めて頂けた。評議の時間や休憩の取り方も適切だったと思う。

(2) 何らかの意見・提案のあるもの(以下のものを含め8件)

【主な記載例】

- ・緊張感を和らげるべく努力されていたと感じた。(全体として)判決の最終評議は裁判員さんは緊張が高まると思うので9:25~11:20頃まで一気の評議ではなく内容の流れを勘案しながら1~2度の休憩があった方が良かったと思う。
- ・公判前整理での論点を少し初めに説明してくれると流れ・論点が判かりやすいのでは。

2 一定の意見への誘導の有無(1件)

- ・申し分なかったように思いました。裁判官が影響を与えすぎない配慮も、さすがだと思いました。

3 話しやすさについて

(1) 話しやすかったなどとするもの(以下のものを含め24件)

【主な記載例】

- ・要所において資料が配られ、解説がされた事は非常に良かった。また裁判長は終始、メンバーをリラックスさせ、発言しやすい雰囲気づくりを心がけておられたようで、気分的に楽に参加できた。
- ・裁判官の方は、もっと近寄りたく話しづらいついていたのですが、一般市民の意見や話、疑問にもしっかりと耳をかたむけて下さって、大変話しやすかったです。いろいろな立場の方と、立場を関係なく議論することができ、大変勉強になりました。
- ・意見(発言)する機会が多く、良かったと思う

(2) 話しにくかったなどとするもの(以下のものを含め7件)

【主な記載例】

- ・自発的に疑問や意見・経験等が出るのが少なかったことから、少し堅苦

しい雰囲気ではなかったのかと感じたりしています。疑問反対意見が出る中で議論の質が深められると思うのですが、少し物足りない気がしています。どんな意見等にも「なる程」とか「そういった考え方もあるんですね」といった共感する言葉やうなずきなどの態度があればもっと意見が出やすくなるのではないのでしょうか。専門家は安易な共感的言動はできないのでしょうか。時間・休憩など特に問題はなかったと思います。

- ・実質的に3時間程であったため、時間が短いと思われる。裁判官が順に話を振って発言する様にしている、なれない状態で意見が言い難い感じを受ける人も居た。
- ・いろいろな意見がでる中で、話がいたり、きたりする中で途中で自分の意見があまり言えなかったように思う。

4 分かりやすさについて

(1) 分かりやすかったなどとするもの（以下のものを含め40件）

【主な記載例】

- ・専門用語を使わず、分かりやすいように話してくれているのがすごく伝わりました。休憩もこまめにとってくれて良かったです。
- ・裁判官の説明や、今は何を考える時間なのか？等はわかり易く、参加していても安心感があった。休憩も適度にあって良かったと思う裁判員と補充裁判員の差別がなく良かった。

(2) 分かりにくかったなどとするもの（以下のものを含め3件）

【主な記載例】

- ・初めての経験で用語の意味とか、専門用語が分からなかった

5 対応（接遇）について

(1) 適切だったなどとするもの（以下のものを含め66件）

【主な記載例】

- ・裁判官の方々は、私達の緊張をほぐして下さる為にいろいろ気遣い下さり、休憩の時には雑談などに加わっていただきありがとうございました。
- ・裁判長が裁判員の方と同じように、評議にも参加させてくださり、同じように接して頂き、心から、感謝しています。私も、このチームの一員であると思って一緒に務める事ができたのも、裁判長、裁判官のおかげだと思っています。ありがとうございました。

6 資料の扱いについて（以下のものを含め2件）

【主な記載例】

- ・裁判例で、量刑が、ほぼ決まってしまうので、裁判員には、裁判例を見せなくてもいいのではないか。（例えば、希望する裁判員だけにするとか。）

第2 評議時間について

1 適切だったなどとするもの（以下のものを含め15件）

【主な記載例】

- ・補充裁判員だったので評議中はあまり発言がなくじっとしている感じだったので、評議時間がとても長く感じました。もう少し休憩が欲しかったです。

2 短かったなどとするもの（以下のものを含め5件）

【主な記載例】

- ・評議の時間は、もう少しあった方が良かったかもしれません。それぞれ考え方の違う人が集まっているので、それぞれの意見をもう少し聞く時間があればいいのにと思いました。

第3 休憩時間の長さについて

1 長かったなどとするもの（以下のものを含め4件）

【主な記載例】

- ・休憩の回数は丁度よかったが、1回1回が長く感じる事が多かった。

2 適切だったなどとするもの（以下のものを含め29件）

【主な記載例】

- ・休憩の取り方について評議1時間に対して10分の休憩があり少し休めたので精神的にも楽でした。

3 短かったなどとするもの（以下のものを含め5件）

【主な記載例】

- ・休憩時間が短かったように感じました。不慣れなことをしているので、もう少し、息を抜く時間が欲しかったように思います。他は、不満はございません。

第4 評議・休憩の時間配分等についての意見（以下のものを含め15件）

【主な記載例】

- ・評議の時間と休憩の取り方をはっきりしてほしい。
- ・もう少し評議の時間も休息が欲しい。
- ・休憩が多すぎる気がする。

第5 その他（以下のものを含め66件）

【主な記載例】

- ・自分は評議には出ていたが、補充裁判員の為話す場面はなかった、もう少し、裁判員と補充裁判員との違い役割などの説明が必要かと思う。
- ・補充裁判員への意見をもう少し聞いてほしかった。少しカヤの外っていう感じがした。
- ・補充裁判員は裁判長に意見を求められない限り評議に参加できないとのことであり、評議時間中じっと聞きおくのも若干厳しいなと感じましたし、また参加をしないでよいという安心感も正直思いました。
- ・補充裁判員は、いつ裁判員になるかわからない状態であり、評議に積極的に参加できる体制（制度）が望まれます。

問8のように回答した理由(問9)

「問8(補充裁判員選任前の気持ち)でお答えになった理由をお書きください。」

第1 問8で「1 積極的にやってみたいと思っていた」、「2 やってみたいと思っていた」と回答した理由

1 貴重な経験である、関心があったなどとするもの

(以下のものを含め86件)

【主な記載例】

- ・裁判員制度が成立した頃から、何種かの書籍を読み、市井の人間でも参加することにより、一般人の感覚が法曹界の役に立てればと思っておりました。
- ・なかなか選ばれることがないので、やってみたいと思いました。裁判員制度が始まる前は裁判にあまり関心がなかった(報道でしか内容が伝わってこないの)が、制度がはじまり、市民の声が裁判に反映されることとなり、裁判の事件が身近に感じるようになった。
- ・プロの法律家と庶民感覚にズレがあると思っていたから、少しでもその庶民感覚を出してみたいと考えました。
- ・最高裁から資料がきた時は、何で私にと言う感じでしたが、なったからには、何事も経験だと思った。

2 国民の義務だからなどとするもの(以下のものを含め3件)

【主な記載例】

- ・実際の裁判がどのように行われるのか関心があった。法律上の強制もあるが、社会の一員としての義務でもあると思った。

3 その他(以下のものを含め8件)

【主な記載例】

- ・国民が司法に関わり理解(お互いが)し合う、歩み寄り合うことを今後も必要だと思います。

第2 問8で「3 あまりやりたくないと思っていた」、「4 やりたくないと思っていた」と回答した理由

1 責任が重い、他人の人生を決めることへの負担など精神的負担を理由とするもの(以下のものを含め33件)

【主な記載例】

- ・一人の人生を特に知識のないものが判断させられる(しかも比較的短時間で)事について負担を感じたため。
- ・被告人のこれからの人生に影響を与えるのが怖いと思ったから。現場写真など見たくないと思ったから。
- ・自分の発言で他人の事が決まってしまう責任と自分にできるだろうかという不安が大きかった。

2 専門知識の不足に基づく負担を理由とするもの

(以下のものを含め28件)

【主な記載例】

- ・今まで裁判を傍聴する事もなかったので、知識と経験にて不安があった為。
- ・始まったばかりの制度で情報もあまりなく、裁判の事をほとんど何も知らなかったのが不安が大きかった。

3 意見表明の困難さを理由とするもの（以下のものを含め8件）

【主な記載例】

- ・何も知識も経験もない自分が、ことをしていいのか、多くの人の中で発言することがはずかしいです。
- ・自分の考え方、自分らしく素直に答えられるかが不安だったし、社会の状況にうといのでこんな私で大丈夫なのかが不安でした。

4 生命・身体の安全に対する不安や恐怖感、犯罪に関わりたくないという気持ちを理由とするもの（以下のものを含め13件）

【主な記載例】

- ・自分の考えで人を裁くのは荷が重たいし、直接被告や被害者そしてそれを取り巻く人々と接点を持つことが、今後の人生において不安を感じたから。
- ・被告人から顔を覚えられるのではという不安、子供がいますので被告人が刑を終えた時、何かしてこないか？不安であったからです。
- ・通知が届いた時には、事件等に巻き込まれたいくないし、怖いし、関わりたくないと思ったけど、いざ呼び出しが来たら、きちんと参加したいと思った。
- ・全く関係のない世界と思っていたので入っていくのがいやだった。凶悪事件が多いと聞いていたので身に危険があるのではと思った。

5 仕事など社会生活上の支障を理由とするもの（以下のものを含め21件）

【主な記載例】

- ・仕事との関係です。会社側も理解がありますが3日間仕事を離れるのは少なからず影響があると思ったので。
- ・仕事をもっている関係上4日間連続で裁判所へ出向かなければならないという点に時間的な拘束を感じました。

第3 問9で「5 特に考えていなかった」と回答した理由

(以下のものを含め28件)

【主な記載例】

- ・実際に選ばれると思っていなかったのが、特に考えていなかったが、選任された場合は粛々と遂行しようと思っていた。

問10で「よい経験」と回答した理由(問11-1)

「問10(補充裁判員選任後の感想)で「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」とお答えになった理由をお書きください。」

- 1 普段できない貴重な経験をした、やりがいがあったといったことを理由とするもの(以下のものを含め89件)

【主な記載例】

- ・日常生活では接することのできない、方々(裁判官、裁判員etc)と、話げできた。色々な見方、考え方がありと再認識できた。裁判員制度は、有意義なものと感じた。
- ・生涯経験出来ない事を経験でき、裁判そのものが公平なものとして理解できた事。
- ・裁判員とは違った立場で参加できたことはまた別の意味で有意義だったと思います、貴重な経験ができ本当にうれしかったです。
- ・補充ではあるものの、裁判員の6人と同じように法廷にも入り、資料なども一緒に見させてくれた、貴重な体験だったと思う。ただ自分の立場でどこまで意見を踏みこんで言っているのか分からず、おさえていた部分があったように感じる。

- 2 社会のことを考えることができたということを理由とするもの
(以下のものを含め22件)

【主な記載例】

- ・社会問題について真摯に考える時間を持つことができた。規範意識の重要性につき認識を深めることができた。
- ・裁判所を少しでも知ることができた。社会の犯罪に一般市民として両方の立場でもっとしっかり考えるようにみると思う。

- 3 勉強になった、今後の人生の参考になったということを理由とするもの
(以下のものを含め32件)

【主な記載例】

- ・自分の中で「犯罪」に対する意識が変わった気がする。「悪いことはやっちゃいけないんだ!!」って、あらためて思った。人を裁く前に自分はどうなのか?て、考えることもできた。次回、またチャンスがあったら、裁判員として参加してみたい。
- ・今まで報道の中での事件の内容と判決しか知らなかった事が、色々な事情や背景があつての判決なのだと言う事がわかり色々な意見を聞けたり、知らなかった事を少しでも知る事により自分の考え方も変わる事があるように思う。
- ・全く未知の世界に参加できたことはものすごく勉強になり、裁判官の方々の考え方も参考になりました。また、検察官、弁護人の話しの進め方も参考になりました。

- 4 裁判や裁判所のことなどが分かった、身近になったということを理由とするもの(以下のものを含め128件)

【主な記載例】

- ・今まで遠かった裁判を身近に感じることができ、法律などについてよく考えることができました。報道では伝わらない部分もよく見えて今までの考えがよい意味で少し変わりました。裁判には関係のない自分のこれからについても考えてしまいました。
- ・今まで裁判と関わりがなく興味もなかったが、どの様に進められて判決するかの流れが分かり少し興味がわいた。
- ・裁判に対する理解が深まり犯罪に対する罪の重さや考え方を実感できた。
- ・裁判が身近になった。今後ニュースなどを見ても多少は裁判の内容を理解できるのではないかと思う。
- ・裁判に参加した事で、判決までの流れが分かりました。今まで、全く裁判に興味はなかったが、考えが変わりました。

5 被告人の事情が分かったことを理由とするもの（以下のものを含め9件）

【主な記載例】

- ・犯罪に対し、背景や動機について深く考える気持ちになった。また被告や被害者の気持ちを察する機会となった。
- ・裁判に参加出来たことと事件に伴い被告人の心情などに直接触れられたことなど経験出来ないことが経験出来て勉強になりました。
- ・テレビや新聞などの情報だけでは被告人が犯罪を行った時の本当の状況や心理を知る事ができないのだと分かったから。

6 よく議論（いろいろな意見）を聞くことができたことを理由とするもの

（以下のものを含め27件）

【主な記載例】

- ・まず裁判のあり方について知識を広める事が出来た事、今までは、裁判のプロだけによって評議し量刑を決めていたが、一般人の参加により、いろんな方々の意見を聞き、それが反映していく事を知り、今後の裁判のあり方についても良い方向だと考える。
- ・法廷で「検察側、弁護側」、「被告、被害者」と直接話しはできませんでしたが、話しを聞くことができたのは良い経験でした。量刑の判断の際も、裁判員の生の意見が聞けたのは幸いでした。
- ・正直自分が選ばれることはないと思っていたので、裁判員制度について関心が全くありませんでしたが、幅広い年齢の方たちのお話を聞けたし、あまり大きな事件でなくても、奥が深いと思いました。
- ・裁判員の中でも、性別や年齢、今までの体験などで、考え方など意見も違うのだとあらためて、裁判員制度の良さを感じました。色んな視野からの意見があるので良い制度だと思います。

7 その他（以下のものを含め46件）

【主な記載例】

- ・裁判員と同様に対応して下さったので補充という感じはあまり受けませんでした。
- ・自分自身の考え方が充分通用した。
- ・市民の立場で、司法に何らかの影響を与えたと思うから。
- ・意見は言えなかったが正式な裁判員と同じな行動が出来たこと。
- ・裁判長より発言の機会を与えられ、自分の考えも発言できた。裁判員の方々とこの裁判を共有できた。

問10で「よい経験」と感じなかった理由(その他の理由) (問11-2)

(問10で「3 あまりよい経験とは感じなかった」「4 よい経験とは感じなかった」「5 特に感じることはなかった」と回答した方に) その理由について「4 その他」と回答した場合、その理由を具体的にお書きください。

- 正式な裁判員として選ばれなかったことなどを理由とするもの
(以下のものを含め4件)

【主な記載例】

- ・やはり、評議に加わることができないのは非常に残念でした。もちろん、お話は非常に興味深かったのですが。
- ・配慮はいただいたが、かなり、カヤの外的だったので、どうせなら積極的に話し合いに参加したかった。
- ・皆さんが評議している時自分の中にわいた疑問とかそれが気持ちの中へつぎつぎとたまった。

裁判所の対応について感じたこと (問12-2)

「裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について、何か感じられたことがあれば、お書きください。」

第1 職員の対応について

1 適切だった、気を遣ってもらったなどと評価するもの

(以下のものを含め95件)

【主な記載例】

- ・適切であったと思います。特に職員の方々の細やかな配慮は嬉しく思いましたし、初めてのことで不安に感じる人が多いと思うので、心強いと思います。
- ・職員の方の対応がお役所の上から視線と思っていたが、民間企業の方とかわらない態度でとても感じ良く思いました。
- ・裁判所の方々はとても親切でした。特に裁判官の方々は、とても気遣いされていたと思います。

2 問題点の指摘や提案を含むもの (以下のものを含め10件)

【主な記載例】

- ・裁判所への問合せが平日の8:30~17:00という事で不便に感じました。
- ・人数が沢山いるわりには、説明不足の点が多かった。慣れていない部分があると思うが改善すべきだと思う。(裁判員制度を続けるなら。)

第2 裁判所設備について (以下のものを含め5件)

【主な記載例】

- ・評議室の設備はとてもよかったです。それにエレベーターや法廷やトイレにも近くてよかったですと思います。

第3 事前送付物について (以下のものを含め4件)

【主な記載例】

- ・もっと早くに連絡いただけたらということと、私のようなパートで所得制限のあるものにとっては調整が年末ぎりぎりではつらいものがあった。
- ・呼出状から当日までの案内がなく、行くのか行かないのかが、今一つわからず不安だった。

第4 その他 (以下のものを含め13件)

【主な記載例】

- ・ずい分・警備が厳重だなと感じた
- ・思っていたのとちがいは、抽選の時に別室での抽選というのが意外でした。

お気づきの点 (全般的に) (問13)

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想

1 貴重な経験だったなどといった意見 (以下のものを含め30件)

【主な記載例】

- ・ 裁判官、裁判所職員の皆さんが大変気づかって頂いて本当にありがたく思いました。また、今迄はつきりとは知らなかった裁判の全体、裁判所の様子を知る事ができ、良かったです。私自身もはつきりとは裁判所の事は知らなかったのですが、今回の事を通して、本当の裁判所の姿がもっと世間に浸透すれば良いなと思いました。
- ・ 新たなことに挑戦…という言い方は適切ではないかもしれませんが、今回の裁判でこの裁判に関わった人それぞれに感じたことはあったのではないのでしょうか、とても、貴重でかつ、大切な経験になりました、ありがとうございました。
- ・ 今回補充裁判員として参加させていただきましたが、途中での解任、乗りかかった船とでも言いましょうか、少し残念でもありましたが、大変良い経験をさせていただきました。これからは新聞、テレビ等も見る目が違ってくると思います。ありがとうございました。裁判員の年齢がほぼ同年令だった事が不自然に思えました。

2 負担が重かったなどといった意見 (以下のものを含め12件)

【主な記載例】

- ・ 参加してよかったと思いますが、選任手続きを含め6日間は非常に負担が大きかったです。家族にもたいへん迷惑をかけてしまいました。
- ・ 主婦にとっては、家庭の事がありますので、家族や周囲の理解と協力が無いと難しいのではないかと感じました。
- ・ 補充裁判員として参加させてもらいましたが、少々堅ぐるしいと感じました。発言もできないので、ただいだけみたいになっている様な気がして、心苦しかったです。途中、帰ってもよいと言われたときは、本当にしんだかった。なんのために来ているのかわからなくなってしまいました。もうそういう事なら始めから「二日目で…」とか言葉があればよいと思います。
- ・ 本当に補充裁判員で、必要なのか(4日間も)気持ちの中にたまった物はいつ出せばいいのか。判決の時傍聴席と同じ目線にいる時傍聴席からの視線がすごくこわかった。

3 その他 (以下のものを含め9件)

【主な記載例】

- ・ 補充裁判員に選ばれ、良い経験は出来たとは思いますが、立場的に微みようであると感じた。しかし、裁判長の気使いが感じられた。

第2 裁判官・職員の対応 (以下のものを含め54件)

1 適切だった、感謝するなど評価するもの (以下のものを含め49件)

【主な記載例】

- ・ 理解できる様に説明していただいたので良かった少しは役目を果たせたと

思う

- ・最初はすごく不安でした。思っていたより、嫌ではなかった。裁判官の方々が明るく接して下さったので緊張がほぐれました。
- ・裁判所の中では、もう少しかたくるしいのかななどの思いが、先だって、正直言って、心配していましたが、あたたかみがありまして、安心しました。おかげさまで、自分の考えや、思いも評議室の中で、すなおな正直な話をすることができました。
- ・担当書記官の方も丁寧な対応をされており逆に「えらく気をつかわれていた」と感じました。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め3件）

【主な記載例】

- ・女性のスタッフがいれば良かった（体調が悪い事を相談できなかった。）5日間は長かった（3日～4日なら仕事や体力的にも都合が良いのでは？）。判決文が時間ギリギリまでバタバタして作成される行程を見て、残念に思いました。判決の前の補充の入廷のタイミングと席が傍聴席と同じ目線なので、入った時に視線が補充に集中したように感じて時間中はずっと苦痛でした。
- ・裁判官の方が非常に親切でやりやすかった。ただ、裁判以外の部分ではあまり気をつかわなくても良いのではと感じた。

3 その他（以下のものを含め2件）

【主な記載例】

- ・これからも裁判員制度は続いていくので、この先も変わらず何も分からない私たちに対して同じ対応をしていただけたらなと思います。

第3 制度の運用に関する意見（以下のものを含め57件）

【主な記載例】

- ・最終日の法廷に出られない、という事があまり明確ではなかったので（もう1人の補充裁判員の方も出られると思っていたそうです。）もう少しハッキリ説明して頂ければ良かったなあと思いました。
- ・今回は補充でしたので余り発言力がなかった様に思います。もう少し発言が出来たらいいのに思いました。
- ・審理についても評議についても、時間を掛ければ、良いというものではないが、じっくり考える時間は必要だと思う。せめてもう1～2日必要ではないか。また今日以上に、凶悪な事件や複雑な場合は余裕を持ったスケジュール設定が必要だと思う。
- ・思っていたより、自由に発言出来た事・タイムスケジュールが決まっている為、評議内容も、十分に話し合っただけで決められなかった感じがした。
- ・実際行う裁判の案件によっては、精神的にきつくなり今後途中で体調を悪くする人も出ると思います。そのような事があっても大丈夫な様制度の更なる充実を望みます。

第4 制度自体に関する意見（以下のものを含め11件）

【主な記載例】

- ・補充裁判員は評議を傍聴する事しかできないので評議の時だけ自由に意見が言えた方がよいのではないかと思います。少しもどかしさを感じまし

た。よい経験ができたことに感謝します。お世話になりました。

- ・裁判に参加することにより、より社会的意義があると感じない限り、いろいろ不満のある制度だと思う。

第5 報道等について（以下のものを含め3件）

【主な記載例】

- ・来場する際勝手に撮影されるのはあまり気分的には良くない。仕方ないと思える面はあるが、一言欲しかった気もするのですか…。
- ・補充裁判員になってからはガードして下さったので良かったのですが、選ばれる前、外でマスコミの方々が多くいらっやって対応に困りました。

第6 育児・介護の環境整備に関する意見（以下のものを含め2件）

【主な記載例】

- ・自分には授乳中の赤ちゃんと、1才の子供がいるのですが、裁判所内に託児所があったら便利だと思いました。

第7 その他（以下のものを含め27件）

【主な記載例】

- ・補充の席から被告人の顔が見えない。証拠物の取扱い（セキュリティー）が甘い（覚せい剤）
- ・トイレが遠い。一日中外に出られない（出にくい）のであれば、弁当を用意していただきたい。裁判官の方々には経験もあり、親切に教えていただけていますが、私達の方が負担になっているように感じる。補充ということもあり、どこで発言をしていいのか、つづきを話していいのか、話さない方が良いのが分からない。

【裁判員候補者アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお、複数の項目に該当する回答がみられた場合、該当する項目それぞれに分類している。

選任手続：質問手続中の手続の進め方、受けた質問について（問2-1）

「裁判員選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください」

第1 手続の進め方について

1 進行の手順について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め99件）

【主な記載例】

- ・スムーズに進んで行ったし、わかりやすい説明だった。モニターがあるのはわかりやすい。
- ・誰にでもわかりやすいように、ゆっくり進めて下さっているので良かったと思います。
- ・前もって待ち時間などわかっているので行動しやすかった。
- ・待ち時間は30分程度のものでしたし、時間も計算され簡素化されていたので。順調に進んでいたと思います。
- ・手続の進め方やDVDによる説明はとてもわかりやすかったです。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め77件）

【主な記載例】

- ・初日午前中の選出は数日前に行った方がいいのでは？当日昼まで4日間の予定がわからないので、職場の方も対応するのが大変です。
- ・非常にていねいで解り易いが、もう少しスピーディーに進めても良いように思います。
- ・全員がそろそろまでの時間の説明に同じことを何度も職員の方が話されることはないと思った。時間を決めて一回でいいのでは。

2 説明のわかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどと評価するもの（以下のものを含め279件）

【主な記載例】

- ・わかりやすかったと思う。事前に送付された資料にあまり目を通す時間がなかったのだが、特にとまどうことなく進めることができた。
- ・思っていたよりも非常に丁寧でわかりやすかった。安心できた。口頭だけでなく、DVDでも合わせて説明してもらえたことが良かった。

(2) わかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め13件）

【主な記載例】

- ・具体的な説明がもう少し必要と考えます。
- ・3日間の日程公判の時間が口頭による説明だけでしたが、はり出していた方がわかりやすい。⇒都合の悪い時間等がある場合調整が可能かどうかを検討する際には必要。

3 職員の対応

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め122件）

【主な記載例】

- ・入り口に入るまでの女性担当者の笑顔とやわらかな雰囲気緊張をほぐしてくれる感じで良かった、全体に細やかな気付けが感じられ良かった。クラシックのBGMも良かった。
- ・案内係のやさしい対応、進行役書記官の丁寧な話し方など、（もっとかたくて上から目線の感じだと思っていましたので）好印象を受けました。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め10件）

【主な記載例】

- ・いい方が業務的すぎで質問したくてもしづらい状況だった。

4 その他（以下のものを含め65件）

【主な記載例】

- ・質問する部屋に人が多くてびっくりしてしまい、きんちょうしました。裁判長はやさしい対応でよかったです。
- ・裁判長だけでなく、弁護人の方や検事さんなどまでズラッと前に並んでいると、すごく威圧感があって、もし挙手したい人がいても、しづらいと思う。紹介がおわったら、横の方とかにはけてくれれば良いのにと感じました。

第2 質問手続について

1 質問手続の方式について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め6件）

【主な記載例】

- ・10人ずつ進めた為時間の節約になったと思う。
- ・全員への一括質問について、全員を順に回るのではなく、質問のある人だけ挙手して質問するとスムーズだと感じた。
- ・たいへん簡易な集団質問のみであり、選任の公平さがよくわかりました。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め24件）

【主な記載例】

- ・グループで受けたが、全く内容のない質問であった。個別に事情のある方以外は控室で確認すれば、十分ではないか。
- ・当日用質問について、間違いがあるか、と問われても写しが手もとにないので、間違いがあっても気づかない。
- ・グループ質問は、人数を均等に分けてほしい。
- ・個別質問をもっと多くしてもらいたい。グループ質問では言いたい事が言えない。
- ・私の場合、特別な事情がないので良かったのですが、裁判長による全員一斉での質問は挙手しにくいと思う。
- ・形式的な感じがする。このようなやり方であれば個別に質問をするべきである。

2 質問内容について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め32件）

【主な記載例】

- ・むずかしい質問をされるかと思っていたが、かんたんで良かった。
- ・質問は簡単でわかりやすく、きんちょうがほぐれてほっとしました。
- ・プライバシーに配慮してくださった質問でした。要望も聞いていただいてありがたかったです。
- ・グループでの質問、且つ簡潔な内容であったので負担はなかった。
- ・本人の希望等に沿える質問でありよいと思う。時間の都合上、質問時間が短いのと、本人から申告できるような体制であればよい。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め32件）

【主な記載例】

- ・わかりやすくスムーズだったと思いますが、質問が短すぎると感じたものうちちょっとつっこんで質問してもいいと思う。
- ・事前質問と当日質問の内容が重複していて、無駄に思われます。
- ・当日質問表にも辞退の希望についてももう少し書く所があった方がよいと思います。
- ・質問内容がいまいちわかりにくい。

第3 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め153件）

【主な記載例】

- ・現状で良いと思う。
- ・率直に適切だったと思います。

第4 その他全般的な問題点の指摘や提案などを含むもの

（以下のものを含め2件）

【主な記載例】

- ・スタッフ等の方々が少々必要以上にかしこまった感があった。簡単すぎだと思った。もう少し質問があってもよかったと思う。

第5 その他（以下のものを含め33件）

【主な記載例】

- ・静かな音が流れとても心がおちつきました。
- ・手続きの進め方では、マイクの音量が小さかったのか、もう少し大きくしないと後方の方は、聞こえにくいと思う。（私は、事故の為に左耳が聞こえにくいので）

選任手続：質問手続中の待ち時間についてなど（問2-2）

「裁判員選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間についてなど、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください」

1 長さについて

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め162件）

【主な記載例】

- ・今ぐらいでよい。緊張している為、ゆっくり行っていた方が安心。
- ・50名の中から選定するので必要な時間であると判断致します。
- ・思ったより待ち時間が短いので良かったです。DVDも上映されましたので苦になりませんでした。
- ・最終的に1時間かかりましたが、いたしかたのないことだと思えます。慎重に選考して頂いたほうが良いと思えます。
- ・事前に待ち時間があるとの知らせがあったので、特に問題ないと思えます

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの

(以下のものを含め288件)

【主な記載例】

- ・待ち時間が少し長いと思いました。公平に行うという点では仕方ないのかもしれませんが、もう少し短くできるのではないのでしょうか。
- ・全員への質問が終了するのが、予定より長くかかった。次に呼ばれる人達を待ち合いイス等で待機させることで時間短縮となると思えます。
- ・待ち時間が長いと思う（質問手続、オリエンテーションの説明を同時進行）できるシステムをつくってほしい。
- ・休憩時間は、10分もあれば十分ではないかと思う。

2 待ち時間の過ごし方について

(1) 手持ちぶさたにならず、よかったなどと評価するもの

(以下のものを含め40件)

【主な記載例】

- ・実際に法廷を見学できたり、係の方の話（裁判所についての）が聞けたので待ち時間もさほど長いとは感じなかった。
- ・待合室のモニターに美しい画面が流れており、待ち時間であっても、退屈せず落ちついた気分で過ごせた。
- ・待ち時間の過ごし方など事前に届いた書類の中に説明があったので本などを持込み、あまり、苦にならなかった。

(2) 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの

(以下のものを含め18件)

【主な記載例】

- ・待ち時間ヒマでした。何かいろいろお話が聞きたかったです。
- ・音楽を聞きながら新聞を読んでいました。手持ち無沙汰の感はありますが止むを得ないと考えます。

3 裁判所の設備や配慮について

(1) 適切だった、不備はなかったなどとするもの（以下のものを含め137件）

【主な記載例】

- ・候補者の座席がおたがい対面ではなく、中程に仕切りがあったが、良い配置であると思った。やはり候補者同士の顔は見えない方が良い。
- ・法廷見学がよかったと思う。
- ・空き時間を利用して連絡事項の伝達をしてくれたのは、質問手続きをスムーズに進行する上で良かったと思います。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め107件）

【主な記載例】

- ・本を持って行ったが、今読んでいいのかどうか、細まめに指示をしていたければよりわかりやすいかと思います。
- ・緊張している中で部屋が狭く圧迫感を感じた。
- ・長い時間があるのでDVD等で裁判員制度の認知を深めるためのものがあったても良かったかもとおもいました。
- ・50分か1時間毎にトイレ休憩がほしい
- ・全体のスケジュールの中で休憩がこのへんで入るとか最初にタイムスケジュールをだすとよいと思う。進め方を画面にうつしてしたが項目の横に目安の時間を入れるよいのでは！何時までいなきゃいけないのかよくわからない人が多いと思う。
- ・待合室に居るときは、基本的に、他の方と話しはしてはいけないのかどうか、よくわからなかった。自分の席に着いてて下さいと言われたので、会話は、あまり、よくないのかなと思ったが。

4 項目を示すことなく適切だったなどと評価するもの

(以下のものを含め157件)

【主な記載例】

- ・特に問題ないと思います。

5 項目を示すことなく不適切だったなどとするもの（1件）

【主な記載例】

- ・もう少し工夫してほしい。

裁判員に選ばれなかった感想（問4-1）

「裁判員に選ばれなかったことについて、現在どう感じていますか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください（その他については、具体的な内容を記載する。）」

1 積極的参加意識がみられるもの

(1) 「やってみたかった」などとするもの（以下のものを含め22件）

【主な記載例】

- ・荷は下りたが、来たからには、参加してもいいかもという気になりました。思っていたよりも、身がまえる必要はなさそうでした。
- ・貴重な機会なので選ばれた際には是非やってみたいと思う。
- ・辞退する事情がなければ参加したかったです。
- ・仕事上の理由で辞退を希望しましたが参加してみたい制度だと思います。

(2) 「残念だ」などとするもの（以下のものを含め18件）

【主な記載例】

- ・自己の都合で辞退せざるを得なかったのが残念です。
- ・選ばれたら頑張ってみようと思ったので少し残念です。
- ・今日身体的理由で、国民としての義務が果せなかったことを残念と思う。回復し、再び選ばれたら責任を果したい。

(3) 「仕方ない」などとするもの（以下のものを含め6件）

【主な記載例】

- ・やってみたい気持ちが強かった。しかし仕方ないと思う。
- ・裁判員をやってみたいと思っていたので残念ですが、制度に従ってのことなので仕方ないと思います。

2 消極的参加意識がみられるもの

(1) 「有り難い」、「良かった（安堵）」などとするもの

（以下のものを含め38件）

【主な記載例】

- ・仕事の都合での辞退を認めていただき感謝しております。
- ・今回は家（子供）の事情で、急な辞退を申し出る事となったのですが、その点も配慮して頂けたようですので、そういう意味で、良かったと思いました。
- ・今回は辞退という形になってしまったのでよかったです。次の機会はちゃんと選ばれても大丈夫な状態で臨みたいと思います。
- ・選ばれた場合は制度である以上、真剣に取り組もうと思っていたが、選ばれなかった事に関しては正直安堵している。
- ・仕事の面で、心配があったので正直安心している。

(2) 「重圧に感じていた」などとするもの（以下のものを含め9件）

【主な記載例】

- ・事件内容を知るほど大変な役目になりそうと感じました。

- ・国民の業務ならば協力したいと思うが、責任の重さを感じる。

3 その他

(1) 「複雑な心境である」などとするもの（以下のものを含め29件）

【主な記載例】

- ・ やってみたいかったという気持ちと選ばれなかったという気持ちとが半々である（ほっとした）。
- ・ 仕事が忙しいのでほっとしている反面、選ばれたかったとも思う。
- ・ 少しやってみたいかった気持ちもあるが、選ばれなくて安心もした。
- ・ 選ばれなくてホっとしたが、少し残念な気持ちがある。一度はやってみたいと思う。

(2) 「候補者が多すぎる」などとするもの（以下のものを含め7件）

【主な記載例】

- ・ 6人を選人するには、呼出す人数が多いのでは？6（+2）に対して、40人。
- ・ 不満とまではいかないがもう少し少ない数人の中から選出されても良かったのではないかと思います。

(3) その他（以下のものを含め24件）

【主な記載例】

- ・ 自営業でかわりになる人がおらず、日程を空けることやそれにとまなうリスクが大きいのが大変でした。裁判員制度は自営業者にとっては負担が大きいと思います。
- ・ 複雑な心境です。選ばれずに良かったような、でも、パートを休んできているので、こんなことなら仕事に行きたかったです。パート代が生活費の一部なので貴重です。
- ・ 何人中、何人選任されるか、事前に知らせるべきだと思う。

裁判員に選任されず「不満である」と答えた理由(問4-2)

「(問4-1(裁判員に選ばれなかった感想)で「不満である」と答えた方に)その理由をお書きください。」

(1) 「選ばれたかった」などとするもの(以下のものを含め22件)

【主な記載例】

- ・候補者に選ばれたのだから最後まで裁判に参加したかった。
- ・せっかくなので参加してみたかっと思います。
- ・積極的にやってみたいと思ったから。

(2) 「わざわざ日程をあけておいたから」などとするもの

(以下のものを含め21件)

【主な記載例】

- ・やりたかった、大学の講義をやすんで来たので。
- ・せっかく会社を欠勤したのでこの際、今後の勉強にしたかった。
- ・お客様にご迷惑をおかけしながらも、日程調整をしましたので、やはり、働く上での損失は大きいです。もう少し柔軟な日程調整ができるようにすべきです。
- ・時間を作ってきたのと思う。自分は学生だからまだ良いけど 社会人の方は大変だと思う。

(3) 「(結果的に)時間の無駄になってしまったから」などとするもの

(以下のものを含め6件)

【主な記載例】

- ・時間と金をかけて来たのに、選ばれないのは、アンケートだけを出しに来たみたいで来たかいがない。
- ・わざわざここまで来て選ばれないというのは、時間のムダです。
- ・遠方より時間をかけて来て、選ばれず帰るのは不満。

(4) 「選任方法・手順に問題があると思われるから」などとするもの

(以下のものを含め11件)

【主な記載例】

- ・抽選を公開しながらやってほしかった。名前が公表できないのであれば、番号を表示すればよいのでは…。
- ・これだけたくさん呼出状を送って、最後のくじの過程がわからないのは残念。

(5) 「日当等が割に合わないから」などとするもの(3件)

【主な記載例】

- ・対価がもとめられる能力やリスクの割に低い。
- ・仕事に支障が出る。自営業者には、大きな損害である。

(6) 「候補者が多すぎる」などとするもの(18件)

【主な記載例】

- ・ もうすこし、分母をダイエットできないか。仕事のつごうをつけるのは苦労した。
- ・ もう少し出頭する数をしぼってはいかがですが、いろいろな事情をもち参加されている人が多いと思います。
- ・ このような制度になっている以上、仕方ないと思う。しかし、呼び出される人数が、いささか多い気がしました。

(7) その他(16件)

【主な記載例】

- ・ 選任日と裁判日は間をあけてほしい。

裁判所の対応について感じたこと(問5-2)

「裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について、何か感じられたことがあれば、お書きください。」

第1 職員の対応について

(1) 適切だった、気を遣ってもらったなどと評価するもの

(以下のものを含め292件)

【主な記載例】

- ・思っていたよりもあたたかなふんいきで対応して頂いたので、安心感を持っていました。
- ・名簿に載った時、呼び出しが決まった時は、一方的な書類が届くだけで、不安や疑問が多かったが、今日来てみたら、丁寧で親切な対応だった。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め47件)

【主な記載例】

- ・少し対応が過剰なように感じます。係員の方が多いのでびっくりしました。
- ・エレベーターの所で「裁判員の方ですか」と質問されては、周りの人に裁判員とわかってしまうのでは?ご検討下さい。

第2 裁判所設備について(以下のものを含め18件)

【主な記載例】

- ・裁判所内に入って、待合室まで、床に青テープが張ってあったのが、とてもわかりやすく、ウロウロせずに良かった。
- ・隣の人との間が近すぎてアンケート等にかくとき気になりすこし嫌でした。

第3 裁判所のマスコミ対応について(以下のものを含め7件)

【主な記載例】

- ・裁判所の対応についてですが、朝多くの報道関係の方に見られる事に非常に抵抗を感じました。出来れば別の入口から入れる様にして下さると有難いと思います。
- ・入口にマスコミがいて困られ困った。職員の方が立つか裏口などマスコミ対策をして欲しい。

第4 事前送付物について(以下のものを含め50件)

【主な記載例】

- ・裁判員制度ナビゲーションの説明だけでは理解しがたかった。会合があった方が良かった。(もっと情報の提供がほしかった)
- ・分かり易いパンフレットを送っていただいていたのであまり不安になることなく、この場に臨めました。
- ・私は自分でいろいろ調べて、自分でDVDを見たりして何となく…理解したつもりですが…私の時はありませんでしたが2回目(来年度)の候補者はDVDもそえられていたそうですね。少しずつ理解できるよう工夫されているようなので…いいと思います。

- ・初年度という事もあり、実際に手元に届いた書類が多かったと感じます。必要なものをもっと具体的かつ簡単なものでもよいと感じました。

第5 その他（以下のものを含め101件）

【主な記載例】

- ・特に問題なかったが、この制度がなれてきた時に対応が悪くならないようにしてほしい。
- ・インターネット環境がある人は情報を取りやすいが年寄り等そのような環境がない人に対する配慮があっても良いと思う（郵送等）。
- ・この制度発足により会社内において休日扱いの制度が、新たに出来あがり裁判所から案内が適切に出来ていたと思われ良かったと思います。
- ・初めての事であるので、対象となる事件についても再度検討が必要ではないか。

お気づきの点（全般的に）（問6）

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想**(1) 貴重な経験だったなどといった意見（以下のものを含め36件）****【主な記載例】**

- ・ 貴重な体験が出来ました、裁判員制度もまだ問題もあると思いますが一般の人の考えが反映される事は良い事だと思います。人選等諸外国の例をみても今後難しくなると思いますがこの制度が続けば良いと思っています。
- ・ こういうことがなければ裁判に関して目を向けることがなかったと思いますが、よい経験をさせていただきありがとうございました。
- ・ 他人の人生に大きくかかわる事ですので、重荷に感じていました。でも、考え方をかえれば、誰かが、やらなければならない時には、裁判官の方々も苦悩されているのだと思うと、今日、この場に来て良かったと思います。
- ・ 一般市民の声がどこまで理解されるのか、とり上げられるか、形式的な制度で終わってほしくない。身近なものとして受け取れる様になった。
- ・ これまで、他人事のような裁判員制度でしたが、今回のことで、身近なものだと思いました。

(2) 負担が重たかったなどといった意見（以下のものを含め29件）**【主な記載例】**

- ・ 正直、昨年度（お手紙を頂いた時から）よりとても不安な一年でした。よい面では熱心に新聞を見るようになりました。
- ・ 専門の知識・教育を受けたことがないので、被告の人生を左右するような重い役割からのがれられてホッとしている。

(3) その他（以下のものを含め33件）**【主な記載例】**

- ・ なかなか入ることがない法廷見学出来よかったと思います。
- ・ 裁判員候補者の通知がきてから、以前より新聞の事件、裁判の記事を読むようになった。
- ・ 候補者になったというお知らせが来た時は、正直興味本位であまり深く考えていませんでした。事件のあらましを見た時に初めて実感というか、何かを考えさせられ、真面目に取り組む気持ちになりました。

第2 裁判官・職員等の対応**(1) 適切だった、感謝するなど評価するもの（以下のものを含め54件）****【主な記載例】**

- ・ 皆さんやさしい笑顔で、緊張がほぐれました。
- ・ 書記官の方々の説明や対応が丁寧でよかったです。守衛さんや警備の方々の対応もよくて驚きました。皆様がこの制度に真しに取り組んでいらっしゃるのによく分かりました。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め40件）

【主な記載例】

- ・個別質問での裁判長のたいどがあまり良くないと思った。全体的に別室内での対応はあまり良くなかった。他の係の方は親切で良かった。
- ・裁判員係の人数が少し多い気がした。しかも、狭い部屋の中に何人も立っていたので、物々しい雰囲気があって緊張してしまった。
- ・前で説明する時はゆっくりはっきり発言して頂きたい。

(3) その他（以下のものを含め11件）

【主な記載例】

- ・今後、手続きに来られる方々にとっては、初めてのことであり。今回のような適切な対応を引き続き行っていただくことを希望します。
- ・玄関で案内して下さった係員がいなければ、迷いそう。

第3 制度の運用に関する意見

1 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め15件）

【主な記載例】

- ・最初の通知から本日までの流れが非常に良いと思います。
- ・いろいろな方が集まってきていました。何かの特性で選ぶのではなく、公平な選び方をしていることが分かった。しかし、その反面不安も感じなくはない。
- ・当日の選任手続きがスムーズに行くような配慮（旅費等の請求書を事前に提出するなど）されていて良かった。DVD、口頭の説明もわかりやすく良いと思う。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め356件）

(1) 出席を求められる候補者の人数が多すぎるとする意見

（以下のものを含め103件）

【主な記載例】

- ・裁判員候補者が多すぎると思います。ある程度はアンケート等でしぼって頂き、裁判所へ出向く人数を少なく、遠方から来る人の身にもなって欲しいです。
- ・来られない人のためにと余分に人を呼ぶのは分かるがあまりにも多すぎると思う。来られない人がいるのでとってはいるがよほどの理由がないかぎり、来ないと罰金があるのだから、ほとんどの人は来ると思うのでここまで、選任する必要はないと思う。

(2) 日程調整に関する意見を含むもの（以下のものを含め33件）

【主な記載例】

- ・裁判所は近よりにくいイメージがありましたが今回良い経験になりました。ただ選任後すぐ裁判に入るとは思ってなかったので1週間とかのあきがあれば良いと思いました。
- ・裁判員選任の日から裁判日までの日程に、1週間～10日間位日程調整等の時間がある方がよい（選ばれてから調整できるように）

- ・呼出状を送付頂いた際、到着がシルバーウィーク中だったため不在にしており、受取期間が大変短かった。カレンダーをもう少し考慮して頂ければと思う。
- ・選任手続きの翌日から裁判が始まるのが、期間が早過ぎるのではないかと思います。選任手続きで裁判員になるかどうかで翌日、翌々日の予定が入れられないのが大変困る。

(3) その他(以下のものを含め223件)

【主な記載例】

- ・先に送付頂いた案内書のボリュームが多い様に思えた、殆どを1つにまとめられるのではないかと同い事を何回も書いてあると思うので逆に混乱してしまう。
- ・小学生の子供がいるので裁判終了時刻が3時位だといいのにと思います。
- ・集合時間(9:00)は早いのではないかと。個人的には問題ないが、厳しい方もいるのではないのでしょうか。
- ・呼出状の中に入っていた質問状を「辞退しない人も」返送と最初の表の部分に書いてあった方が良いです。必ず返送の意味を「辞退希望の人は」ととり違えていて、ずいぶんたってから他の部分を読んで気付きました。
- ・宿泊費、交通費の領収書は不要なようですが、一言明記されていれば、どうなのか捜さなくてよかったと思う。要不要と書いてあるところがあるかないか。

第4 制度自体に対する意見

(1) 評価する意見(以下のものを含め11件)

【主な記載例】

- ・時代、世相の変化により、「社会規範」「国民感情」に対して、法の整備は遅れがちであり、広く国民各層が、選ばれる事は良い事であると思う。
- ・選ばれた方達を見ているとさまざまな方が居ることから、本当にランダムに選ばれているんだな、と思いました。人柄やその人達の価値観を知らずに、被告人の判決に協力する事が国民の義務なのかを知りたくなりました。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め61件)

【主な記載例】

- ・この裁判のために、休まなければならない仕事のやりくりをしてきた時間がとても、もったいなく思います。候補者になっただけでも負担は大きく制度を変えてほしいです。
- ・守秘義務の範囲が、わかりづらい。
- ・裁判員制度、昔もあったと聞いているが廃止になって長い年月が経っています、今、何故、又裁判員制度を行うのか、本当の意味がわからない、私が被告人だとしたら、法律知識のない人に裁いて欲しくないと思います。
- ・正直、この裁判員制度に積極的に参加したいとは思えません。法の素人の自分が司法に参加して良いものなのか。法によって裁かれる国なので、やっぱり専門家にやってほしいです。

第5 報道等について（以下のものを含め77件）

【主な記載例】

- ・ 裁判所前に裁判員反対を訴える方々がいたり報道の方がたくさんいらっしゃって裁判所に入る時、正直こわかった。でもそれだけ裁判員制度に対して人々が注目しているということでもあるので、ある程度は仕方なく、逆に良いことなのかもしれない。
- ・ 社会で注目されている事は、理解できるが、駅出口、を出たとたんのマスコミには、不快感を感じた。道をふさぐ程のマスコミの人々は、いかがなものかと思う。
- ・ 報道の方が、裁判所前に大勢いらしたので、緊張感が高まった。（強すぎた）

第6 育児・介護の環境整備に関する意見（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・ 今回小学生の子供のあずけ先に困った。急なので児童館も利用できるかわからず、もしえらばれたら明日からどうしようか悩みだった。小学校でも対応できないので何らかの方法も考えて欲しい。

第7 その他の環境整備（休暇制度など）に関する意見（以下のものを含め28件）

【主な記載例】

- ・ 選任されるかどうか当日にならないとわからないのに仕事などあらかじめ3日休暇を取らないといけないのは不合理。自分の有給休暇を使うのは不本意。
- ・ 会社の理解が得られず大変でした。企業への説明をもっとしてほしいです。

第8 その他（以下のものを含め94件）

【主な記載例】

- ・ 初めて裁判所へ来たのですが、駅からの道がわかりにくかった。
- ・ 今回、初めて裁判所に足を運んだんですが、建物がたくさんあって、どの建物に入ればいいのか迷いました。もう少し、大きめの目印が欲しかったです。建物に入ればわかりやすかったです。